

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第107期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	頭取執行役員兼代表取締役 吉永 國光
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027(234)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 橋本 政美
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号
【電話番号】	株式会社東和銀行東京支店 03(3542)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼人事部秘書室東京事務所長 宮下 了
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 (東京都中央区銀座三丁目10番7号) 株式会社東和銀行大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	45,865	40,351	40,475	39,999	42,136
連結経常利益又は 連結経常損失()	百万円	1,115	6,692	591	2,107	7,377
連結当期純利益又は 連結当期純損失()	百万円	158	3,809	2,786	6,453	7,710
連結包括利益	百万円				10,857	11,504
連結純資産額	百万円	36,368	38,204	74,606	84,848	95,216
連結総資産額	百万円	1,713,599	1,706,928	1,734,840	1,775,249	1,825,030
1株当たり純資産額	円	97.69	87.23	105.70	137.85	172.46
1株当たり当期純利 益金額 (は1株当たり当期 純損失金額)	円	0.65	16.71	8.08	18.71	22.99
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	円	0.59	-	5.33	7.12	10.41
自己資本比率	%	1.83	1.97	4.29	4.77	5.20
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.67	7.44	9.19	9.39	9.95
連結自己資本利益率	%	0.49	11.68	5.14	8.10	8.57
連結株価収益率	倍	153.64	-	7.91	5.50	4.17
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,608	3,531	17,507	20,352	3,811
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,970	10,103	27,115	14,088	4,630
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,426	2,879	20,079	643	1,180
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	35,031	51,585	27,069	32,728	30,757
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,477 〔645〕	1,511 〔645〕	1,532 〔637〕	1,548 〔598〕	1,491 〔558〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「（1）連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は潜在株式はありますが当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）を適用し、適及処理しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第103期 平成20年3月	第104期 平成21年3月	第105期 平成22年3月	第106期 平成23年3月	第107期 平成24年3月
経常収益	百万円	39,927	35,192	36,115	35,875	38,192
経常利益又は 経常損失（ ）	百万円	576	5,282	1,415	2,443	7,006
当期純利益又は 当期純損失（ ）	百万円	424	3,882	3,816	6,025	7,382
資本金	百万円	39,565	41,153	38,653	38,653	38,653
発行済株式総数	千株	普通株式 247,132	普通株式 303,275	普通株式 303,275	普通株式 303,275	普通株式 303,752
		第一種優先株式 1,500	第一種優先株式 1,440	第一種優先株式 1,440	第一種優先株式 1,440	第一種優先株式 1,430
				第二種優先株式 175,000	第二種優先株式 175,000	第二種優先株式 175,000
純資産額	百万円	30,562	32,818	74,791	84,560	94,586
総資産額	百万円	1,710,444	1,706,981	1,736,770	1,778,192	1,829,114
預金残高	百万円	1,610,368	1,584,612	1,598,921	1,631,094	1,674,013
貸出金残高	百万円	1,164,442	1,180,657	1,199,770	1,229,347	1,249,949
有価証券残高	百万円	459,444	445,840	461,411	476,576	482,253
1株当たり純資産額	円	94.06	84.59	106.51	137.21	170.74
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配 当額)	円 (円)	- (-)	- (-)	普通株式 1(-) 第一種優先株式 125(-) 第二種優先株式 0.909(-)	普通株式 1(-) 第一種優先株式 125(-) 第二種優先株式 3.464(-)	普通株式 2(-) 第一種優先株式 125(-) 第二種優先株式 3.240(-)
1株当たり当期純利 益金額 (は1株当たり当期 純損失金額)	円	1.74	15.62	11.48	17.30	21.91

回次 決算年月		第103期 平成20年3月	第104期 平成21年3月	第105期 平成22年3月	第106期 平成23年3月	第107期 平成24年3月
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	円	-	-	7.30	6.65	9.97
自己資本比率	%	1.78	1.92	4.30	4.75	5.16
単体自己資本比率 (国内基準)	%	5.70	6.69	9.20	9.31	9.84
自己資本利益率	%	1.34	12.25	7.09	7.56	8.24
株価収益率	倍	-	-	5.57	5.95	4.38
配当性向	%	-	-	8.70	5.77	9.12
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,363 〔620〕	1,407 〔620〕	1,431 〔616〕	1,455 〔580〕	1,440 〔543〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年3月及び平成21年3月は潜在株式はありますが当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【沿革】

大正6年6月	群馬貯蓄無尽株式会社を創立（設立日 6月11日 資本金 10万円 本店 館林市）
大正7年4月	群馬無尽株式会社に商号変更し、本店を前橋市に移転
昭和17年9月	合併により群馬大生無尽株式会社を設立（設立日 9月30日 資本金60万円 本店 前橋市） 群馬無尽株式会社
	上毛無尽株式会社（昭和2年6月設立 資本金25万円 本店 高崎市）
	関東無尽株式会社（昭和4年12月設立 資本金10万円 本店 桐生市）の3社合併
昭和26年9月	小川無尽株式会社（埼玉県）と合併
昭和26年10月	相互銀行法の施行に伴い相互銀行業の免許を受け株式会社大生相互銀行に商号変更
昭和47年12月	第一次オンライン稼働
昭和48年4月	深川信用組合（東京都）と合併
昭和49年2月	外国為替業務取扱開始
昭和52年4月	赤羽信用組合（東京都）と合併
昭和55年11月	第二次総合オンラインシステム稼働
昭和61年4月	外為コルレス業務取扱開始
昭和61年6月	債券ディーリング業務開始
平成元年2月	金融機関の合併及び転換に関する法律に基づき、銀行法による普通銀行に転換し、株式会社東和銀行に商号変更（2月1日）
平成元年6月	担保附社債信託法に基づく担保附社債の受託業務開始
平成2年2月	東京証券取引所へ上場（市場第二部）
平成3年9月	東京証券取引所市場第一部指定
平成5年11月	信託代理店業務開始
平成7年1月	第三次総合オンラインシステム稼働
平成10年12月	証券投資信託窓口販売業務開始
平成11年9月	新株式の有償第三者割当実施
平成13年1月	自営オンラインシステム稼働
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成13年11月	新株式の有償第三者割当実施
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成19年8月	新株式（第一種優先株式）の有償第三者割当実施
平成21年3月	新株式の有償第三者割当実施
平成21年12月	資本金20,000百万円を減少し剰余金へ振り替え
平成21年12月	新株式（第二種優先株式）の有償第三者割当実施

3【事業の内容】

当行グループは、当行及び連結子会社5社で構成され、銀行業を中心にリース業等の金融サービスの提供や、その他の業務を営んでおります。

当行グループの事業に関わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域社会へ総合金融サービスを提供しております。

また、連結子会社の東和フェニックス株式会社では、金融関連業務を行っております。

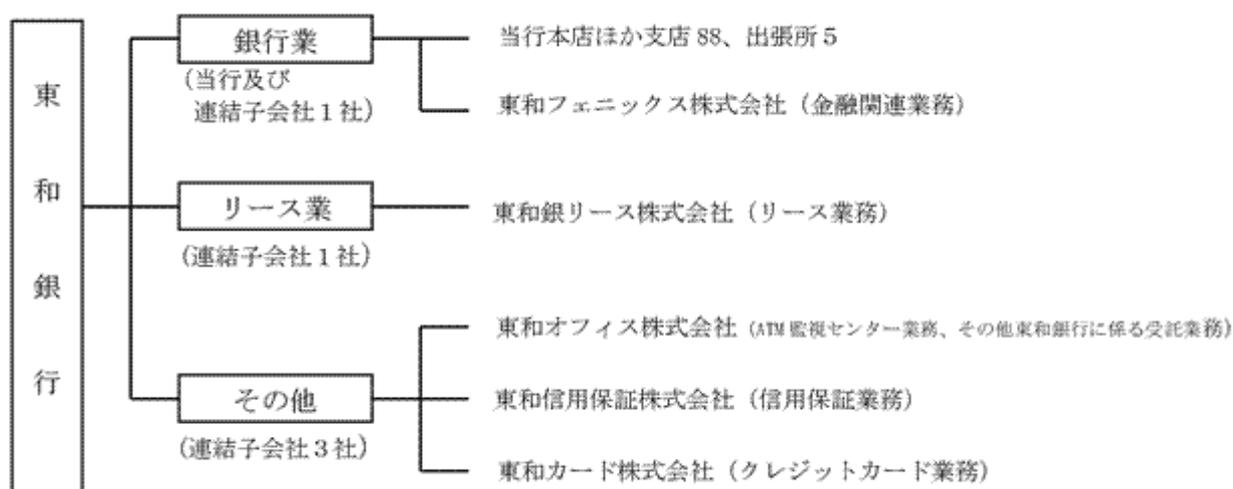
〔リース業〕

連結子会社の東和銀リース株式会社において、リース業務等の金融サービスを提供しております。

〔その他〕

連結子会社の東和オフィス株式会社が銀行業務補完の事務受託業務、東和信用保証株式会社が信用保証業務、東和カード株式会社がクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
東和オフィス株式会社	群馬県 佐波郡 玉村町	20	その他	100.00 (-) [-]	5 (1)	-	ATM監視業務等 委託取引 預金取引	提出会社より 建物の一部を 賃借	-
東和信用保証株式会社	群馬県 前橋市	495	その他	100.00 (-) [-]	4 (1)	-	預金取引 保証取引	-	-
東和カード株式会社	群馬県 前橋市	50	その他	47.10 (5.90) [35.30]	4 (0)	-	預金取引 融資取引 保証取引	-	-
東和銀リース株式会社	群馬県 前橋市	100	リース業	70.00 (35.00) [23.00]	5 (0)	-	預金取引 融資取引 リース取引	提出会社より 建物の一部を 賃借	-
東和フェニックス株式会社	群馬県 前橋市	100	銀行業	100.00 (-) [-]	4 (0)	-	預金取引 資産査定等の 受託取引	提出会社より 建物の一部を 賃借	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
 3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況に該当する会社はありません。
 4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,443 [543]	15 [1]	33 [14]	1,491 [558]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員656人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,440 [543]	40.5	17.7	5,594

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員613人を含んでおりません。
 2. 当行の従業員は、すべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当行の従業員組合は、東和銀行従業員組合と称し、組合員数は1,126人です。労使間においては特記すべき事項はありません。
 6. 「平均年間給与」については、連結子会社外からの出向者は含めておりません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

(金融経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や福島原発の被災による電力不足などが、景気を下押しする厳しい環境の中からスタートしました。

夏場にはサプライチェーンの復旧が進み、輸出力が回復してくるなど景気の改善が進みましたが、その後のタイの洪水や海外経済の減速に加え、収益環境を大幅に悪化させる円高の進行から景気の回復の足取りが重くなりました。今年に入り、経済は横這い圏内にありますが、タイの洪水の影響が薄れるなど、持ち直しに向かう動きも出ました。一方で、エネルギー価格の高騰や欧州債務問題など景気のリスク要因を抱え、不透明感が残っています。

このような経済環境のもと当グループは、経営強化計画「プランフェニックス」に基づき、「靴底を減らす活動」で「雨でも傘をさし続ける銀行」として、中小企業の皆様等への円滑な資金供給や経営改善支援などのコンサルティング機能の発揮に努め、「地域から頼られる銀行」を目指し、地域経済の発展のために全役職員が一丸となって努めてまいりました。

(経営方針)

当行は、地域への総合金融サービスの提供を通じて「地域から頼られる銀行」を目指しております。その実現に向け、「役に立つ銀行」・「信頼される銀行」・「発展する銀行」という経営理念のもと、多様化・高度化するお客様の金融ニーズに的確にお応えし、地域経済・社会の発展のために、グループ一丸となり、全力を尽くす所存です。

また、業務の運営にあたっては、公共的使命、社会的責任を自覚するとともに確固たる倫理観を持って行動し、いやくも社会的批判を受けることのないよう、各種法令等の遵守について最大の注意を払うとともに、経営管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化に、総力を挙げ取り組んで行く所存です。

この経営理念に基づき、経営体質の一層の強化を図るために、営業力、収益力の強化と徹底した経営の効率化・合理化に努め、自己資本の充実を図ってまいります。

また、自己責任によるリスク管理をさらに充実し、資産の健全化を一層推進するとともに、経営情報を積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

(業績)

経常収益は、貸出金残高が順調に増加したことに加え、有価証券利回りが改善し、前年度比21億37百万円増加の421億36百万円となりました。

経常費用は、調達費用である預金利息が、預金金利の低下により減少したことに加え、国債等債券損益が大幅に改善したことや貸出金償却及び株式等償却が減少したことなどにより前年度比31億32百万円減少し347億59百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の経常利益は73億77百万円となり、当期純利益は77億10百万円となりました。

預金・預かり資産

預金は、安定した預金の吸収に努めた結果、法人・個人ともに順調に増加し、前年度末比419億円増加の1兆6,670億円となりました。

投資信託は、お客様のニーズにあった商品の提供により273億円の販売を行いました。世界的に市況の低迷が続いていることや長引く円高等の影響による基準価額の下落により、純資産残高は前年度末比42億円減少し836億円となりました。一方、生命保険は31億円、公共債も27億円の販売・募集を行いました。

貸出金

貸出金は、地域密着型金融を促進し、靴底を減らす活動でお客様回りを徹底するとともに、地域中小企業向け貸出の推進により円滑な資金供給に努めた結果、前年度末比197億円増加の1兆2,454億円となりました。

自己資本比率

平成24年3月末の連結自己資本比率は9.95%となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等の増加などにより38億11百万円となり、前年度比165億40百万円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより46億30百万円となり、前年度比94億58百万円支出が減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより11億80百万円となり、前年度比5億37百万円減少しました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高は、前年度末比19億70百万円減少の307億57百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比13億11百万円増加して302億79百万円となりました。部門別では、国内業務部門は資金調達費用の減少を主要因として前年同期比11億77百万円増加し285億26百万円、国際業務部門は前年同期比1億73百万円増加して17億82百万円となりました。

役務取引等収支の合計（相殺消去後）は、国内業務部門の役務取引等費用が増加した結果、前年同期比2億92百万円減少して18億83百万円となりました。

その他業務収支の合計（相殺消去後）は、国債等債券売却損の減少により、前年同期比17億9百万円増加して13億46百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,348	1,609	10	28,968
	当連結会計年度	28,526	1,782	29	30,279
うち資金運用収益	前連結会計年度	29,427	1,713	267	30,873
	当連結会計年度	29,979	1,865	259	31,585
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,078	104	277	1,905
	当連結会計年度	1,452	82	229	1,305
役務取引等収支	前連結会計年度	2,150	46	20	2,176
	当連結会計年度	1,860	43	20	1,883
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,835	70	201	4,704
	当連結会計年度	5,181	67	195	5,052
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,684	24	180	2,528
	当連結会計年度	3,320	23	174	3,169
その他業務収支	前連結会計年度	3,156	99	-	3,056
	当連結会計年度	144	1,491	-	1,346
うちその他業務収益	前連結会計年度	244	99	-	343
	当連結会計年度	325	125	-	450
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,400	-	-	3,400
	当連結会計年度	180	1,617	-	1,797

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（前連結会計年度100百万円、当連結会計年度79百万円）が含まれております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用/調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高（相殺消去後）は、有価証券の増加を主要因として前年同期比441億28百万円増加し、1兆7,206億14百万円となりました。部門別では、国内業務部門は1兆7,369億53百万円、国際業務部門が849億52百万円となりました。国内業務部門の資金運用勘定平均残高のうち貸出金は1兆2,327億6百万円、有価証券は3,906億80百万円となりました。

資金調達勘定平均残高（相殺消去後）は前年同期比436億13百万円増加し、1兆6,738億4百万円となりました。部門別では、国内業務部門は1兆6,821億39百万円、国際業務部門は850億15百万円となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	(62,486) 1,692,780	(100) 29,427	1.73
	当連結会計年度	(79,239) 1,736,953	(79) 29,979	1.72
うち貸出金	前連結会計年度	1,212,838	24,022	1.98
	当連結会計年度	1,232,706	23,765	1.92
うち商品有価証券	前連結会計年度	32	0	1.17
	当連結会計年度	15	0	1.03
うち有価証券	前連結会計年度	385,916	5,125	1.32
	当連結会計年度	390,680	5,909	1.50
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	25,161	28	0.11
	当連結会計年度	27,054	30	0.11
うち債券賃借取引支払 保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	77	0	0.07
うち預け金	前連結会計年度	6,142	2	0.04
	当連結会計年度	6,930	1	0.02
資金調達勘定	前連結会計年度	1,638,780	2,078	0.12
	当連結会計年度	1,682,139	1,452	0.08
うち預金	前連結会計年度	1,615,405	1,674	0.10
	当連結会計年度	1,654,104	1,079	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	285	0	0.08
	当連結会計年度	219	0	0.05
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	4,435	5	0.11
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券賃借取引受入 担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	104	0	0.11
うち借用金	前連結会計年度	18,115	373	2.06
	当連結会計年度	27,221	353	1.29

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は国内店の円建取引であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度3,834百万円、当連結会計年度3,697百万円）を控除して表示しております。

4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	68,749	1,713	2.49
	当連結会計年度	84,952	1,865	2.18
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	309	3	1.13
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	62,780	1,700	2.70
	当連結会計年度	80,166	1,851	2.30
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	4,293	10	0.23
	当連結会計年度	3,192	6	0.19
うち債券賃借取引支払 保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	0	0	0.03
	当連結会計年度	0	0	0.01
資金調達勘定	前連結会計年度	(62,486)	(100)	0.15
		68,510	104	
	当連結会計年度	(79,239)	(79)	0.09
		85,015	82	
うち預金	前連結会計年度	6,002	3	0.05
	当連結会計年度	5,754	3	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券賃借取引受入 担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度6百万円、当連結会計年度6百万円)を控除して表示しております。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は日次カレント方式(毎日のTT仲値を適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,761,530	85,043	1,676,486	31,140	267	30,873	1.84
	当連結会計年度	1,821,905	101,290	1,720,614	31,844	259	31,585	1.83
うち貸出金	前連結会計年度	1,212,838	9,085	1,203,752	24,022	164	23,858	1.98
	当連結会計年度	1,233,015	7,853	1,225,161	23,769	138	23,630	1.92
うち商品有価証券	前連結会計年度	32	-	32	0	-	0	1.17
	当連結会計年度	15	-	15	0	-	0	1.03
うち有価証券	前連結会計年度	448,696	7,993	440,703	6,825	-	6,825	1.54
	当連結会計年度	470,846	7,983	462,863	7,760	40	7,720	1.66
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	29,455	-	29,455	38	-	38	0.12
	当連結会計年度	30,247	-	30,247	36	-	36	0.12
うち債券賃借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	77	-	77	0	-	0	0.07
うち預け金	前連結会計年度	6,143	5,477	665	2	1	0	0.07
	当連結会計年度	6,931	6,214	716	1	1	0	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	1,707,291	77,100	1,630,190	2,182	277	1,905	0.11
	当連結会計年度	1,767,154	93,350	1,673,804	1,535	229	1,305	0.07
うち預金	前連結会計年度	1,621,407	5,527	1,615,880	1,678	1	1,676	0.10
	当連結会計年度	1,659,859	6,257	1,653,601	1,082	1	1,081	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	285	-	285	0	-	0	0.08
	当連結会計年度	219	-	219	0	-	0	0.05
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	4,435	-	4,435	5	-	5	0.11
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券賃借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	104	-	104	0	-	0	0.11
うち借入金	前連結会計年度	18,115	9,085	9,030	373	164	209	2.31
	当連結会計年度	27,221	7,853	19,367	353	138	214	1.10

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度3,841百万円、当連結会計年度3,704百万円)を控除して表示しております。
2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高(前連結会計年度62,486百万円、当連結会計年度79,239百万円)及び利息(前連結会計年度100百万円、当連結会計年度79百万円)が含まれております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益の合計（相殺消去後）は、前年同期比 3 億48百万円増加して50億52百万円となりました。部門別では、国内業務部門は預金・貸出業務等の増加により前年同期比 3 億45百万円増加して51億81百万円となり、国際業務部門は前年同期並の67百万円となりました。

役務取引等費用の合計（相殺消去後）は、前年同期比 6 億41百万円増加して31億69百万円となりました。部門別では、国内業務部門は前年同期比 6 億36百万円増加して33億20百万円となり、国際業務部門は前年同期並の23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,835	70	201	4,704
	当連結会計年度	5,181	67	195	5,052
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,016	-	-	1,016
	当連結会計年度	1,494	-	-	1,494
うち為替業務	前連結会計年度	1,421	70	2	1,489
	当連結会計年度	1,369	67	2	1,433
うち証券関連業務	前連結会計年度	891	-	-	891
	当連結会計年度	812	-	-	812
うち代理業務	前連結会計年度	704	-	-	704
	当連結会計年度	709	-	-	709
うち貸金庫・保護預り業務	前連結会計年度	44	-	-	44
	当連結会計年度	42	-	-	42
うち保証業務	前連結会計年度	410	-	172	237
	当連結会計年度	385	-	167	217
役務取引等費用	前連結会計年度	2,684	24	180	2,528
	当連結会計年度	3,320	23	174	3,169
うち為替業務	前連結会計年度	299	24	2	321
	当連結会計年度	311	23	2	332

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,625,239	5,855	6,000	1,625,094
	当連結会計年度	1,668,003	6,009	6,994	1,667,018
うち流動性預金	前連結会計年度	646,897	-	4,150	642,747
	当連結会計年度	681,808	-	5,194	676,613
うち定期性預金	前連結会計年度	968,030	-	1,850	966,180
	当連結会計年度	980,954	-	1,800	979,154
うちその他	前連結会計年度	10,310	5,855	-	16,166
	当連結会計年度	5,241	6,009	-	11,250
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	1,625,239	5,855	6,000	1,625,094
	当連結会計年度	1,668,003	6,009	6,994	1,667,018

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,225,693	100.00	1,245,485	100.00
製造業	172,906	14.11	169,316	13.60
農業, 林業	972	0.08	1,034	0.08
漁業	140	0.01	143	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	109	0.01	111	0.01
建設業	71,068	5.80	73,842	5.93
電気・ガス・熱供給・水道業	1,395	0.11	1,367	0.11
情報通信業	4,942	0.40	4,127	0.33
運輸業, 郵便業	31,275	2.55	31,721	2.55
卸売業, 小売業	90,856	7.41	90,904	7.30
金融業, 保険業	42,631	3.48	45,137	3.62
不動産業, 物品賃貸業	205,042	16.73	194,967	15.65
各種サービス業	141,620	11.55	139,788	11.22
地方公共団体	91,640	7.48	124,430	9.99
その他	371,090	30.28	368,592	29.60
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
合計	1,225,693		1,245,485	

(注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高
該当事項なし

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	209,528	-	-	209,528
	当連結会計年度	178,239	-	-	178,239
地方債	前連結会計年度	78,868	-	-	78,868
	当連結会計年度	86,741	-	-	86,741
社債	前連結会計年度	74,847	-	-	74,847
	当連結会計年度	89,191	-	-	89,191
株式	前連結会計年度	23,423	-	7,993	15,430
	当連結会計年度	22,099	-	7,973	14,126
その他の証券	前連結会計年度	15,599	75,770	-	91,369
	当連結会計年度	20,432	86,998	-	107,431
合計	前連結会計年度	402,267	75,770	7,993	470,044
	当連結会計年度	396,704	86,998	7,973	475,729

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券等を含んでおります。

3. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	27,510	30,293	2,783
経費(除く臨時処理分)	21,130	21,100	30
人件費	12,241	12,282	40
物件費	7,897	7,787	109
税金	991	1,029	38
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,379	9,193	2,813
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,379	9,193	2,813
一般貸倒引当金繰入額	-	818	818
業務純益	6,379	8,375	1,995
うち債券関係損益	3,147	1,441	1,706
臨時損益	3,936	1,368	2,567
株式等関係損益	1,487	235	1,251
不良債権処理額	1,634	1,685	50
貸出金償却	1,634	1,495	139
個別貸倒引当金繰入額	-	159	159
その他の債権売却損等	-	30	30
貸倒引当金戻入益		-	
償却債権取立益		643	
その他臨時損益	814	90	723
経常利益	2,443	7,006	4,563
特別損益	1,395	321	1,717
うち固定資産処分損益	23	21	2
うち固定資産減損損失	122	299	177
税引前当期純利益	3,838	6,685	2,846
法人税、住民税及び事業税	183	317	134
法人税等調整額	2,370	1,015	1,355
法人税等合計	2,187	697	1,489
当期純利益	6,025	7,382	1,356

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	11,199	11,253	53
退職給付費用	1,696	1,709	13
福利厚生費	136	133	3
減価償却費	1,148	1,141	7
土地建物機械賃借料	1,013	998	15
営繕費	56	62	5
消耗品費	285	277	8
給水光熱費	268	250	18
旅費	28	29	0
通信費	854	816	37
広告宣伝費	378	374	3
租税公課	991	1,029	38
その他	3,735	3,712	23
計	21,795	21,788	6

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.74	1.72	0.02
(イ) 貸出金利回	1.97	1.92	0.05
(ロ) 有価証券利回	1.33	1.51	0.18
(2) 資金調達原価	1.40	1.32	0.08
(イ) 預金等利回	0.10	0.06	0.04
(ロ) 外部負債利回	1.57	1.09	0.48
(3) 総資金利鞘	0.34	0.40	0.06

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8.00	10.26	2.26
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	8.00	10.26	2.26
業務純益ベース	8.00	9.35	1.35
当期純利益ベース	7.56	8.24	0.68

(注) 期首純資産の部と期末純資産の部の平均により算出しております。

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(未残)	1,631,094	1,674,013	42,918
預金(平残)	1,621,407	1,659,859	38,451
貸出金(未残)	1,229,347	1,249,949	20,602
貸出金(平残)	1,206,493	1,228,257	21,764

(2) 個人・法人別預金残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1,338,576	1,368,816	30,240
法人	292,518	305,196	12,678
合計	1,631,094	1,674,013	42,918

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	346,766	347,496	730
住宅ローン残高	329,741	330,735	994
その他ローン残高	17,025	16,760	264

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	970,561	986,854	16,292
総貸出金残高	百万円	1,229,347	1,249,949	20,602
中小企業等貸出金比率	/ %	78.94	78.95	0.01
中小企業等貸出先件数	件	60,808	59,995	813
総貸出先件数	件	60,987	60,162	825
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.70	99.72	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	-	-	-	-
信用状	10	39	10	58
保証	1,029	4,461	942	4,497
計	1,039	4,501	952	4,555

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	3,689	6,060,360	3,618	5,405,432
	各地より受けた分	5,060	4,941,417	4,969	5,449,333
代金取立	各地へ向けた分	61	97,361	58	90,203
	各地より受けた分	57	89,240	55	83,804

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	1,790	1,620
	買入為替	314	137
被仕向為替	支払為替	1,071	1,248
	取立為替	2	3
合計		3,178	3,008

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	31,205	31,190
	利益剰余金	9,432	16,238
	自己株式()	109	180
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	1,088	1,350
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	28	66
	連結子法人等の少数株主持分	91	108
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	計 (A)	78,212	84,726
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-	-

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一般貸倒引当金	5,566	6,116
	負債性資本調達手段等	4,000	4,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,000	4,000
	計	12,233	12,654
	うち自己資本への算入額 (B)	12,233	12,654
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	90,446	97,381
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	889,907	904,907
	オフ・バランス取引等項目	18,510	16,519
	信用リスク・アセットの額 (E)	908,417	921,426
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	54,371	57,151
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,349	4,572
	計(E) + (F) (H)	962,789	978,577
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.39	9.95
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.12	8.65

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	17,500	17,500
	その他資本剰余金	13,705	13,690
	利益準備金	346	616
	その他利益剰余金	8,891	15,099
	その他	-	-
	自己株式（ ）	109	180
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	1,088	1,350
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	28	66
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	計（ A ）	77,926	84,095
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一般貸倒引当金	5,337	6,141
	負債性資本調達手段等	4,000	4,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	4,000	4,000
	計	12,004	12,680
うち自己資本への算入額（ B ）	12,004	12,680	
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	-	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	89,930	96,775

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	894,255	910,087
	オフ・バランス取引等項目	18,510	16,519
	信用リスク・アセットの額 (E)	912,765	926,607
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	53,172	56,110
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,253	4,488
	計(E)+(F) (H)	965,938	982,717
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.31	9.84
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.06	8.55

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	98	98
危険債権	551	491
要管理債権	110	79
正常債権	11,604	11,897

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

わが国経済は、個人消費や設備投資などの内需に上向きの動きが見られるものの、海外経済の減速や原油高などといった懸念材料から、依然として不透明感が強い状況が続くものと思われ、こうした状況にある中、当行グループは、地域金融機関として地域経済の発展に貢献するため、中小企業等の皆様への本業支援に全力で取り組むことが経営課題であると捉えております。

当行グループは、今まで取り組んできた地域密着型金融をさらに深化させ、お客様支援の実践として、全役職員が日々のお客様とのふれあいの中で、お客様の事業・生活の課題を共有し、お客様目線で一緒に考え、その本業に関するニーズに応え、熱心に相談に乗る金融機関として、地域から頼られる金融機関を目指します。その実現のため、5つの活動を積極的に取り組んでまいります。

1つ目は、お客様満足度の向上を図るため、全行的・継続的な、お客様の事業支援を実践し、販路拡大や新規開業支援等の価値ある情報を発信して、お客様の役に立つ活動をしてまいります。

2つ目は、成長分野支援活動です。少子高齢化の進展と、医療などの技術の進歩等により、今後さらなる成長と地域の雇用創出が見込まれる医療・介護・福祉分野の支援として、医療福祉関連業務チームを設置し、外部医療コンサルタントとの連携等により、新規開業支援、経営相談、事業支援等を積極的に行ってまいります。

3つ目は、事業継承・相続等相談支援活動です。公認会計士・税理士・弁護士等の外部専門家との連携による経営相談会の活用とフォロー体制を充実させ、お客様が円滑に事業継承・相続等ができるよう積極的に事業継承・相続等相談支援活動を推進いたします。

4つ目は、海外進出等支援活動です。お客様の海外への事業展開は増加傾向にあり、今後進出を予定している、または、既に進出しているお客様の現地での金融・貿易・投資等のニーズは高まっております。このようなニーズに対する支援体制の強化を図るとともに、JICA（国際協力機構）、JBIC（国際協力銀行）、JETRO（日本貿易振興機構）等の政府系機関との連携を図った中、海外進出等の支援を行ってまいります。

5つ目は、女性行員の渉外業務への登用です。今年度から、渉外活動の業務でも女性行員を積極的に登用し、女性の活躍の場を広げるとともに、お客様にきめ細やかなサービスの提供を行ってまいります。

従来から当行グループは、地域密着型金融の推進策として、「経営相談会」、「ビジネス交流会」、「事業再生計画の策定支援」等の取り組みを継続的に行っており、今後も積極的な開催により、お客様の事業支援を積極的に展開してまいります。

これからも、「地域から頼られる銀行」を目指し、「雨でも傘をさし続ける銀行」として、「靴底を減らす活動」を徹底し、お客様の抱える課題の解決と一緒に図り、お客様の役に立つ銀行として金融仲介機能を発揮し、また、全行的なコンプライアンス態勢の充実・強化を重要課題として捉え、更なる収益力の強化と経営の効率化に積極的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

(1) リスク管理の基本方針

当行では、お客様や株主の皆様にとって価値が高く信頼できる銀行を目指すため、リスクの状況の把握とコントロールによる、経営の健全性と収益の確保・向上が重要な課題と考えております。

そのためリスク管理の基本方針は、リスク管理に関する意思決定及び指揮・監督を行う取締役会、常務会、各種リスクを管理するリスク所管部、リスク主管部、リスク管理統括部署等の組織及び役割を明確に定め、行内に周知させることで、強固なリスク管理体制を確立することを目的としております。

(2) リスク管理の徹底

当行では、お客様の信頼の確保に向け、各種リスク管理を徹底するとともに、業務の健全性と適切性の確保に積極的に取り組んでまいります。

また、当行全体のリスクを統一的な手法で統合的に捉えたうえで、経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保と、リスク調整後収益に基づいた経営管理による収益性や効率性の向上を目指す態勢を構築してまいります。

当行及び当行グループの事業等のリスクに関して、投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主な事項は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものです。

当行は、これらリスクの発生可能性を十分認識したうえで、リスクの抑制を図るとともに、万が一リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

また、当行の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、リスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当行の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行ってまいります。

ア．信用リスク

(ア) 不良債権の状況

当行の平成24年3月末現在の金融再生法ベースの開示債権額の合計額は668億円で総与信残高に占める割合は5.32%です。また、当行におけるリスク管理債権額の合計額は664億円で貸出金残高に占める割合は5.31%です。今後の景気、金融政策、地域経済の動向、不動産価格等の変動、当行の貸出先の業況の変動等によっては、予想以上に不良債権が増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 貸倒引当金の状況

当行は、貸倒れによる損失の発生状況や貸出先の状況、不動産・有価証券等担保の価値などに基づき算出した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。しかしながら、予想損失額を見積もった前提と実際の貸倒れの発生は、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状態全般の悪化、又はその他の予期せざる理由により大幅に乖離する可能性があります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるとともに、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、当行の自己資本が減少する可能性があります。

(ウ) 貸出先への対応

貸出先に債務不履行等が生じた場合であっても、貸出先の再生計画及び回収の効率・実効性その他の観点から、債権回収の実施や当行の債権者としての法的な権利の行使をしない場合があります。また、これらの貸出先への支援のために債権放棄や金融支援等を実施することもあります。そうした対応、支援にもかかわらず企業再生が奏功しない場合、不良債権や与信関連費用の増加に繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 権利行使の困難性

担保不動産価格の下落又は不動産の流動性欠如等の事情により、担保権を設定した不動産等を換金し、又は貸出先の保有する資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。この場合、信用リスクが増加するとともに不良債権処理が進まないおそれがあります。

イ．市場リスク

(ア) 金利リスク

貸出取引や有価証券投資等の資金運用と、預金等による資金調達には、金額・期間等のミスマッチが存在しております。当行は、金利・市場予測のもと、こうした運用・調達のミスマッチを分析、管理しておりますが、予期せぬ金利変動等が生じた場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 価格変動リスク

当行は、資産運用として、国債・地方債等の債券及び上場株式等の有価証券を保有しております。今後、景気低迷等の要因で大幅にこれらの有価証券の価格が下落した場合、減損又は評価損が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 為替リスク

当行の業務は為替レートの影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建て取引の円換算額が目減りすることになります。さらに、当行の資産及び負債の一部は外貨建てで表示されており、外貨建ての資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ウ．流動性リスク

当行は、安定的に資金繰りを行うために資金の運用・調達を管理しておりますが、内外の経済情勢や市場環境が大きく変化した場合、当行の資金繰りに影響を及ぼし、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります。その場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

エ．オペレーショナル・リスク

(ア) システムリスク

当行は、銀行業務の運営において、基幹系システムをはじめ様々なコンピューターシステムやネットワークを利用しております。当行が利用しているコンピューターシステム及びネットワークにおいては、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害や停電等によるものを含め、システムの停止又は誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 事務リスク

当行は、様々な新商品・新サービスを展開しており、そうした展開を実施していく上で、事務レベルの向上は欠かせないものと位置づけ、事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が故意又は過失によって事務ミスを起こしたことにより、事務事故が発生し、損失が発生した場合、当行の業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

オ．法務リスク

当行は現時点における会社法、銀行法、金融商品取引法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等に基づいて業務を行っております。当行は、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客様からの損害賠償請求やお客様及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

カ．レピュテーションリスク

地域、お取引先、投資家、報道機関、インターネットなどで、事実と異なる風説や風評により評判が悪化したり、不適切な業務運営等が明るみに出ることにより当行に対する信頼が低下し業務運営に支障をきたした場合は、社会的信用の失墜などによって当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

キ．自己資本比率に係わるリスク

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4％以上に維持する必要があるとあり、この水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。当行の平成24年3月末現在の単体自己資本比率は9.84％、連結自己資本比率は9.95％であります。以下のような要因が発生した場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

株式を含む有価証券価値の下落

不良債権の増加に伴う与信関係費用の増加

繰延税金資産の算入制限等の自己資本比率の算定方法の変更

既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難性

その他の不利益な展開

ク．繰延税金資産に係わるリスク

現時点における我が国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。当行の将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の全部又は一部の回収ができないと判断された場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ケ．格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しております。格付機関により当行の格付が引き下げられた場合、当行は、市場取引において、不利な条件での取引を余儀なくされたり、一定の取引を行うことができなくなったりするおそれがあることに加え、当行の社会的信用が低下することに繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

コ．財務報告に係わる虚偽記載リスク

当行は、我が国の各種法令規制、会計基準等に従い、正確な財務報告を行うよう徹底しておりますが、当行の役職員が故意又は過失により、財務報告において虚偽記載を行った場合には、当行に対する訴訟等が提起されたり、行政処分が下されたりすることに加え、当行の社会的信用力が低下することに繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

サ．地域経済情勢に係わるリスク

当行は、群馬県及び埼玉県を中心に店舗網を構築しております。当行の業績及び財務状況は、地元地域の景気動向により影響を受ける可能性があります。

シ．規制変更のリスク

当行は現時点の規制に従って、また、規制上のリスクを伴って業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の施策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ス．競争に伴うリスク

日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。その結果、他金融機関等との競争により想定した収益があげられず、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

セ．会計制度変更に伴うリスク

将来の会計制度の変更内容によってはコストの増加につながり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソ．優先株式による希薄化リスク

(ア) 当行は、当連結会計年度末現在において、第一種優先株式を1,430,000株発行しており、第一種優先株式を有する株主は、平成19年8月13日から平成29年6月29日までの間、後述「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載のとおり条件で、当行に対し、当行普通株式と引換えに、第一種優先株式の取得を請求することができます(以下「第一種優先株式取得請求権」といいます。)

また、当行は、平成29年6月29日までに第一種優先株式取得請求権が行使されなかった第一種優先株式を、平成29年6月30日をもって、後述「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載の条件で、当行普通株式と引換えに取得致します。

以上のとおり、第一種優先株式に関する第一種優先株式取得請求権の行使及び当行による第一種優先株式の取得に伴い、当行は、最大で68,095,238株(当連結会計年度末現在の発行済普通株式数303,752,068株に対して22.41%)の普通株式を第一種優先株主に対し交付する可能性があります。その場合、当行普通株式の既存持分の希薄化が生じる可能性があります。

(イ) 当行は、当連結会計年度末現在において、第二種優先株式を175,000,000株発行しており、第二種優先株式を有する株主は平成22年12月29日から平成36年12月28日までの間、後述「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載の条件で、当行に対し、当行普通株式と引換えに、第二種優先株式の取得を請求することができます(以下「第二種優先株式取得請求権」といいます。)

また、当行は、平成36年12月28日までに第二種優先株式取得請求権が行使されなかった第二種優先株式を、平成36年12月29日をもって、後述「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載の条件で、当行普通株式と引換えに取得致します。

以上のとおり、第二種優先株式に関する第二種優先株式取得請求権の行使及び当行による第二種優先株式の取得に伴い、当行は、最大で833,333,333株(当連結会計年度末現在の発行済普通株式数303,752,068株に対して274.34%)の普通株式を第二種優先株主に対し交付する可能性があります。その場合、当行普通株式の既存持分の希薄化が生じる可能性があります。

なお、平成31年12月29日以降、当行は、後述「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載の条件で、金銭を対価として第二種優先株式の全部または一部を取得することができます。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行は、「雨でも傘をさし続ける銀行」として、中小企業の皆様等への円滑な資金供給や経営改善支援などのコンサルティング機能の発揮に努め、地域とお客様の発展のために全役職員が一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

連結損益の状況（要約）

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)
経常収益	39,999	42,136	2,137
うち資金運用収益	30,873	31,585	711
うち役務取引等収益	4,704	5,052	348
経常費用	37,891	34,759	3,132
うち資金調達費用	1,905	1,305	600
うち役務取引等費用	2,528	3,169	641
うち営業経費	22,328	22,343	14
うちその他経常費用	7,728	6,143	1,585
うち貸出金償却	2,543	2,033	510
うち貸倒引当金繰入額	-	679	679
経常利益	2,107	7,377	5,269
当期純利益	6,453	7,710	1,257

1．財政状態

当連結会計年度末の総資産は、貸出金や有価証券等が増加したことから、前年度末比497億円増加の1兆8,250億円となりました。負債は、預金が419億円増加したことから、前年度末比394億円増加の1兆7,298億円となりました。

純資産は、利益剰余金が当期純利益77億円等により前年度末比68億円増加したことや、その他有価証券評価差額金が前年度末比33億円増加したことから、前年度末比103億円増加の952億円となりました。

(1) 貸出金

貸出金は、地域密着型金融を促進し、靴底を減らす活動でお客様回りを徹底するとともに、地域中小企業向け貸出の推進により円滑な資金供給に努めた結果、当連結会計年度末残高は前年度末比197億円増加の1兆2,454億円となりました。

(2) 有価証券

有価証券は、金利・価格・為替リスク等に配慮し市場動向を注視しながら適切な運用に努めた結果、当連結会計年度末残高は前年度末比56億円増加の4,757億円となりました。

(3) 預金・預かり資産

預金は、安定した預金の吸収に努めた結果、法人・個人ともに順調に増加し、当連結会計年度末残高は前年度末比419億円増加の1兆6,670億円となりました。

投資信託は、お客様のニーズにあった商品の提供により273億円の販売を行いました。世界的に市況の低迷が続いていることや長引く円高等の影響による基準価額の下落により、純資産残高は前年度末比42億円減少し836億円となりました。一方、生命保険は31億円、公共債も27億円の販売・募集を行いました。

(4) 連結自己資本比率

連結自己資本比率（国内基準）は、前年度末比0.56ポイント上昇の9.95%となりました。

2. 経営成績の分析

当連結会計年度の主な項目の実績は、以下のとおりです。

経常収益は、貸出金残高が順調に増加したことに加え、有価証券利回りが改善し、前年度比21億37百万円増加の421億36百万円となりました。

経常費用は、調達費用である預金利息が、預金金利の低下により減少したことに加え、国債等債券損益が大幅に改善したことや貸出金償却及び株式等償却が減少したことなどにより前年度比31億32百万円減少し347億59百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の経常利益は73億77百万円となり、当期純利益は77億10百万円となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは預金等の増加などにより38億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得などにより46億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払いなどにより11億円の支出となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、経営の効率化、営業基盤の充実、顧客利便の向上を目指し、設備投資を実施しております。セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、ホストコンピュータを更新しました。また、店舗外現金自動設備5カ所を廃止した結果110カ所となりました。

リース業、その他においては、重要な設備の異動はありませんでした。

この結果、当連結会計年度中の設備投資額は8億30百万円でありました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成24年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行		本店 他40店	群馬県	銀行業	店舗	41,585.85 (9,714.86)	8,197	2,609	862	142	11,811	678
		足利支店 他2店	栃木県	銀行業	店舗	2,824.57 (1,022.30)	114	61	8	-	184	36
		大宮支店 他41店	埼玉県	銀行業	店舗	31,126.10 (5,534.08)	7,659	1,119	153	-	8,932	539
		東京支店 他7店	東京都	銀行業	店舗	4,512.05 (1,783.89)	814	260	30	-	1,105	95
		店舗計				80,048.57 (18,055.13)	16,785	4,050	1,055	142	22,034	1,348
		平和寮 他7カ所	群馬県 前橋市他	銀行業	寮・住宅 等	4,824.13 (1,537.20)	595	154	0	-	750	-
		その他	群馬県 佐波郡 玉村町他	銀行業	事務セン ター他	12,465.08	680	1,042	94	-	1,817	92
連結 子会社	東和フェ ニックス (株)	本社	群馬県 前橋市	銀行業	事務所・ 事務機械 他	-	-	-	-	-	-	3
	東和銀 リース (株)	本社他 1支店	群馬県 前橋市他	リース業	事務所・ 事務機械 他	-	-	1	14	114	130	15
	東和オ フィス (株)	本社	群馬県 佐波郡 玉村町	その他	事務所・ 事務機械 他	-	-	-	0	-	0	19
	東和カー ド(株)	本社	群馬県 前橋市	その他	事務所・ 事務機械 他	-	-	0	3	-	4	11
	東和信用 保証(株)	本社	群馬県 前橋市	その他	事務所・ 事務機械 他	-	-	1	3	-	4	3

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含めて443百万円であり
ます。

2. 動産は、事務機械1,168百万円、その他3百万円であります。

3. 当行の5出張所、店舗外現金自動設備110カ所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行		情報セン ター	群馬県 佐波郡玉村町	銀行業	ホストコンピュータ・ 事務機械		9

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,218,000,000
第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	200,000,000
計	1,218,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月27日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	303,752,068	303,752,068	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
第一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等)	1,430,000	1,430,000	-	(注)2、3、4、 6、7
第二種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等)	175,000,000	175,000,000	-	(注)2、3、5、 6、7
計	480,182,068	480,182,068		

(注) 1. 提出日現在の普通株式発行数には、平成24年6月1日から有価証券報告書を提出する日までに第一種優先株式及び第二種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。

2. 以下の株式は、当行普通株式の交付と引換えに、当該株式の取得を請求することができます。

なお、当行株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価格が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合は、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

第一種優先株式

修正の基準：5連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値の92%

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：105円(提出日現在)

第二種優先株式

修正の基準：30連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：42円(提出日現在)

3. 第一種優先株式及び第二種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当行は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。ただし、平成21年3月31日に終了する事業年度より、当該事業年度中に、株式会社東京証券取引所において、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)の普通取引の終値が(5)に規定する下限交付価額を下回る取引日(以下に定義する)が100日に達した場合、当行定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主および本優先登録株式質権者に対し、当行普通株式を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、125円の当該事業年度に関する剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日で、当行普通株式の普通取引の終値の公表された日を

いう。

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

当行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、当行の定款第39条に定める中間配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行普通株主または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

(3) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割および無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当行は、本優先株主に対して、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。当行は、本優先株主に対して、株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。

(5) 取得請求権

本優先株主は、当行に対し、以下の各号に従い、当行普通株式の交付と引換えに、本優先株式の取得を請求することができる。

本優先株式の取得を請求することができる期間

平成19年8月13日から平成29年6月29日

本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類および数の算定方法

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当行普通株式の数は、優先株式1株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付すべき当行普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

当初交付価額

当初交付価額は、平成19年7月27日から3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額とする。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

交付価額の修正

交付価額は、本優先株式の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）に、決定日まで（当日を含む）の直前の5連続取引日（ただし、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額に修正され、決定日の翌取引日より適用される。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。かかる計算で修正された交付価額を以下「修正後交付価額」という。

ただし、かかる算出の結果、修正後交付価額が当初交付価額の50%相当額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は下限交付価額とし、当初交付価額の200%相当額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には、上限交付価額とする。

交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、(5)に掲げる各事由により当行の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() (5) ()に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、また、当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

() 株式分割または無償割当により当行普通株式を発行する場合

調整後の交付価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当について当行普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当をする場合は当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

() (5) ()に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）または(5) ()に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

() 当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利（ ()において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）の当初発行条件に従って当行普通株式1株あたりの対価（ ()において、以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（乃至 と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（ ()において、以下「修正日」という。）における(5) ()に定める時価を下回る価額になる場合

ア．当該取得請求権付株式等に関し、()による交付価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の交付価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして()の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

イ．当該取得請求権付株式等に関し、()または上記アによる交付価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の交付価額は、当該超過株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の交付価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該交付価額の調整以前に、乃至に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該交付価額の調整において本号ならびに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

() ()および()における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

() ()乃至()の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときは、()乃至()にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本優先株式の取得請求権を行使した本優先株主に対しては、調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てる。

交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満にとどまる限りは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合は、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

()交付価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

()交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

()交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除した数とする。また、(5) ()の基準日における当行の有する当行普通株式に割当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

(5) の交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。

()株式の併合、資本の減少、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために交付価額の調整を必要とするとき。

()その他当行の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

()交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 乃至に定めるところにより交付価額の修正または調整を行うときは、当行はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の交付価額、修正後または調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本優先株主に通知する。

取得請求受付場所

日本証券代行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

取得請求権の行使の方法

()本優先株式の取得請求受付事務は、(5) に定める取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

()本優先株式の取得請求をしようとするときは、当行の定める取得請求書(以下「取得請求書」という。)に、取得請求権を行う日等を記載して、これに記名捺印した上、当該本優先株式を添えて取得請求可能期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。

ただし、本優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

()取得請求受付場所に対し取得請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

()本優先株式の取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部(以下「書類等」という。)が取得請求受付場所に到着した日または本優先株式の取得請求を行う日として取得請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日(以下「効力発生日」という。)に発生する。

株券の交付方法

当行は、本優先株式の取得請求の効力発生日後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

(6)一斉取得

当行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった本優先株式を、平成29年6月30日(以下「一斉取得日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く、以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、平均値が下限交付価額を下回るときは、当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。一斉取得日に先立つ45取引日目を降、(5)

乃至で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当行取締役会が適当と判断する値に調整される。

(7)その他

上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項は当行代表取締役頭取に一任する。

会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講ずる。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

単元株式数は1,000株であります。

5. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第二種優先配当金

第二種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された第二種優先株式を有する株主(以下、「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下、「第二種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された当行の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された当行の第一種優先株式(以下、「第一種優先株式」という。)を有する株主(以下、「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下、「第一種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下、「第二種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)(以下、「第二種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第二種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二種優先配当年率

第二種優先配当年率 = 初年度第二種優先配当金 ÷ 第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度第二種優先配当金」とは、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第二種優先株式の発行決議日を第二種優先配当率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率

第二種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第二種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第二種優先配当率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第二種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第二種優先配当金相当額

第二種優先株式1株当たりの経過第二種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第二種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第二種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記30連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は42円（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

()第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ア．取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

イ．株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

ウ．取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記（ ）に定義する意味を有する。以下本ウ．、下記エ．およびオ．ならびに下記（ ）エ．において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

エ．当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本（ ）または（ ）と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a)当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記ウ．または本エ．による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ．または本エ．による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記ウ．または本エ．による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ．または本エ．による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記ウ．または本エ．による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

オ．取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記ウ．またはエ．による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記（ ）に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本オ．による調整は行わない。

カ．株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

キ．上記ア．ないしカ．にかかわらず、第一種優先株式の交付価額が修正され、またはその一斉取得に際して一斉取得価額が決定される場合については、本イ．による取得価額の調整は行わない。

（ ）上記（ ）ア．ないしキ．に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

（ ）ア．取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本イ．に準じて調整する。

イ．取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

ウ．取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記（ ）ア．ないしウ．に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記（ ）および（ ）に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記（ ）エ．(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記（ ）エ．(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記（ ）ウ．またはエ．に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

エ．取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記（ ）ア．の場合には、当該払込金額（無償割当の場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記（ ）イ．およびカ．の場合には0円、上記（ ）ウ．ないしオ．の場合には価額（ただし、エ．の場合は修正価額）とする。

（ ）上記（ ）ウ．ないしオ．および上記（ ）エ．において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

（ ）上記（ ）オ．において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記（ ）ウ．に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

（ ）上記（ ）ア．ないしウ．において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記（ ）ア．ないしウ．の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ ）取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合（第一種優先株式および第二種優先株式の相互の取得価額調整の結果、完全希薄化後普通株式数が発行可能株式総数を超過することになる場合を含むが、これに限られない。）には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(3) に定める経過第二種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第二種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を、下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当

分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当

当行は、株式無償割当を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当を、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10)その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
単元株式数は1,000株であります。

6. 第一種優先株式及び第二種優先株式の株主と当行との間に、権利の行使に関する事項及び株券の売買に関する取決めはありません。
7. 株式の種類による議決権の差異
第一種優先株式及び第二種優先株式の株主は、当行が残余財産を分配するときには当行普通株主に先立ち残余財産を分配されることから、株主総会において議決権を有しません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成22年6月29日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第1回株式報酬型新株予約権」

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	5,572個(注)1	5,572個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	557,200株(注)2	557,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月4日 至平成47年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 65円 資本組入額 33円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成23年6月24日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第2回株式報酬型新株予約権」

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	4,585個(注)1	4,585個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	458,500株(注)2	458,500株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年8月13日 至平成48年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 88円 資本組入額 44円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

(4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1か月未満は1か月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1個未満の端数は切り捨てとする。

(5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者が、法令(会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。)または当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合

新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合

新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)4(6)記載の資本金等増加限度額から上記(注)4(6)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
前記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
再編対象会社は、以下のA.からE.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案(ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。)
B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案(ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。)
D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第107期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	10,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	476,190
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	105
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	50
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		170,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		7,400,418
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		114.85
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		850

第二種優先株式

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年6月29日 (注)1	-	普通株式 241,597	-	35,565,903	14,516,806	-
平成19年8月10日 (注)2	第一種優先 株式 1,600	普通株式 241,597 第一種優先株式 1,600	4,000,000	39,565,903	4,000,000	4,000,000
平成19年10月23日 ~平成20年2月20日 (注)3	普通株式 5,072	普通株式 246,670 第一種優先株式 1,600	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年2月26日 (注)4	第一種優先 株式 100	普通株式 246,670 第一種優先株式 1,500	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年3月5日 (注)3	普通株式 462	普通株式 247,132 第一種優先株式 1,500	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年5月28日 (注)3	普通株式 462	普通株式 247,595 第一種優先株式 1,500	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年6月25日 (注)3	普通株式 462	普通株式 248,058 第一種優先株式 1,500	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年6月30日 (注)5	第一種優先 株式 40	普通株式 248,058 第一種優先株式 1,460	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年8月26日 (注)6	第一種優先 株式 10	普通株式 248,058 第一種優先株式 1,450	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年9月4日 (注)3	普通株式 462	普通株式 248,521 第一種優先株式 1,450	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年11月25日 (注)7	第一種優先 株式 10	普通株式 248,521 第一種優先株式 1,440	-	39,565,903	-	4,000,000
平成21年3月27日 (注)8	普通株式 54,754	普通株式 303,275 第一種優先株式 1,440	1,587,866	41,153,769	1,587,866	5,587,866

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年12月10日 (注) 9、10	-	普通株式 303,275 第一種優先株式 1,440	20,000,000	21,153,769	5,587,866	-
平成21年12月28日 (注) 11	第二種優先 株式 175,000	普通株式 303,275 第一種優先株式 1,440 第二種優先株式 175,000	17,500,000	38,653,769	17,500,000	17,500,000
平成23年4月4日 (注) 3	普通株式 476	普通株式 303,752 第一種優先株式 1,440 第二種優先株式 175,000	-	38,653,769	-	17,500,000
平成23年7月29日 (注) 12	第一種優先 株式 10	普通株式 303,752 第一種優先株式 1,430 第二種優先株式 175,000	-	38,653,769	-	17,500,000

- (注) 1. 平成19年6月28日定時株主総会の決議により、平成19年3月末欠損てん補のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
2. 有償 第三者割当 1,600千株 発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円
3. 第一種優先株式の取得請求により普通株式を交付したことによるものであります。
4. 自己株式のうち第一種優先株式を平成20年2月26日取締役会決議により消却したものであります。
5. 自己株式のうち第一種優先株式を平成20年6月27日取締役会決議により消却したものであります。
6. 自己株式のうち第一種優先株式を平成20年8月26日取締役会決議により消却したものであります。
7. 自己株式のうち第一種優先株式を平成20年11月25日取締役会決議により消却したものであります。
8. 有償 第三者割当 54,754千株 発行価格 58円 資本組入額 29円
9. 平成21年11月27日開催の臨時株主総会の決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を20,000,000千円減少しその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金のうち6,294,403千円を繰越利益剰余金へ振り替え、欠損てん補に充当したものであります。
10. 平成21年11月27日開催の臨時株主総会の決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を5,587,866千円減少しその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金のうち5,587,866千円を繰越利益剰余金へ振り替え、欠損てん補に充当したものであります。
11. 有償 第三者割当 発行株式数 175,000千株 発行価格 200円 資本組入額 100円
12. 自己株式のうち第一種優先株式を平成23年7月29日取締役会決議により消却したものであります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	45	40	1,426	84	1	7,891	9,487	
所有株式数(単元)	-	69,331	10,149	120,149	16,635	10	85,745	302,019	
所有株式数の割合(%)	-	22.96	3.36	39.78	5.51	0.00	28.39	100.00	

(注) 1. 自己株式1,401,898株は「個人その他」に1,401単元、「単元未満株式の状況」に898株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

第一種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	1,430	-	-	-	-	-	1,430	
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第二種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	175,000	-	-	-	-	-	175,000	
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	175,000	36.44
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,083	3.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,000	2.91
日本アジアホールディングズ株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5F	11,582	2.41
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	10,528	2.19
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号	6,896	1.43
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,165	1.28
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区青山二丁目12番地14号 ユニマツト青山ビル	5,370	1.11
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	3,941	0.82
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118番地	3,512	0.73
計		252,079	52.49

(注) 当事業年度末現在における、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の信託業務の株式数については、当行として把握しておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,083	5.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,000	4.65
日本アジアホールディングズ株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5F	11,582	3.85
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	10,528	3.50
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号	6,896	2.29
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,165	2.05
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区青山二丁目12番地14号 ユニマツト青山ビル	5,370	1.78
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	3,941	1.31
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118番地	3,512	1.16
小倉クラッチ株式会社	群馬県桐生市相生町二丁目678番地	3,028	1.00
計		80,105	26.64

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 1,430,000 第二種優先株式 175,000,000		「1 株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」に 記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,401,000		権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 300,618,000	300,618	同上
単元未満株式	普通株式 1,733,068		同上
発行済株式総数	480,182,068		
総株主の議決権		300,618	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4千株含まれておりま
す。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目 12番6号	1,401,000	-	1,401,000	0.29
計		1,401,000	-	1,401,000	0.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成22年 6 月29日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第 1 回株式報酬型新株予約権」

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、社外取締役を除く当行取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成22年 6 月29日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役 3 名 執行役員 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年 6 月24日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第 2 回株式報酬型新株予約権」

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、社外取締役を除く当行取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成23年 6 月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役 3 名 執行役員 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第3回株式報酬型新株予約権」
当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、社外取締役を除く当行取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成24年6月26日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役 3名 執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数	850,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成24年8月4日 至平成49年8月3日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1か月未満は1か月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1個未満の端数は切り捨てとする。
- (5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権者が、法令(会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。)または当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合
新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合
新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）3（6）記載の資本金等増加限度額から上記（注）3（6）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

再編対象会社は、以下のA.からE.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成23年7月29日)での決議状況 (取得期間 平成23年7月29日~平成24年6月25日)	1,000,000	140,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	90,723,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	49,277,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	35.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	35.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	11,504	1,096,112
当期間における取得自己株式	3,638	301,919

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(株式報酬型ストック・オプションの行使)	93,000	21,063,942	-	-
保有自己株式数	1,401,898		1,405,536	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第一種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式数は、取得請求により取得したものであり、引換えに当行普通株式476千株を交付しております。

2. 当期間における取得自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得請求を受けたことにより取得した株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	10,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得請求を受けたことにより取得した株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、銀行の公共的使命を念頭において、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と企業体質の強化に努め、安定的な配当の継続を実施することを基本方針としております。配当時期につきましては、中間配当は実施せず期末配当に時期を統合しております。

なお、平成23年度の普通株式に対する配当につきましては、利益計上による内部留保の蓄積により、1株当たりの期末配当金を2円とさせていただきます。

また、次期以降につきましても、上記の基本方針に則り適切な利益配分を行ってまいります。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成24年6月26日 定時株主総会決議	1,350	普通株式 2 第一種優先株式 125 第二種優先株式 3.240

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	255	130	82	136	106
最低(円)	93	48	47	64	86

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	100	98	98	92	96	97
最低(円)	90	88	88	87	88	92

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
頭取執行役員 兼代表取締役	代表取締役	吉永 國光	昭和20年 11月20日生	平成14年8月 国際協力事業団(現国際協力機構)理事 平成17年6月 当行入行 専務取締役 平成18年6月 代表取締役副頭取 平成19年5月 代表取締役頭取 平成22年6月 頭取執行役員兼代表取締役(現職)	平成24年6月 から1年	普通株式 156
副頭取執行役員 兼取締役		福田 均	昭和19年 5月31日生	昭和44年4月 当行入行 平成9年6月 熊谷支店長 平成10年8月 審査一部長 平成11年6月 取締役審査一部長 平成12年6月 取締役営業企画部長 平成14年6月 常務取締役 平成19年6月 専務取締役 平成21年6月 取締役副頭取 平成22年6月 副頭取執行役員兼取締役(現職)	平成24年6月 から1年	普通株式 121
専務執行役員 兼取締役		加辺 秀雄	昭和25年 9月26日生	昭和49年4月 当行入行 平成14年6月 営業企画部長 平成15年6月 人事部長兼同和啓発室長 平成16年6月 総合企画部長 平成17年6月 取締役総合企画部長 平成19年6月 常務取締役総合企画部長 平成19年10月 常務取締役 平成22年6月 専務執行役員兼取締役(現職)	平成24年6月 から1年	普通株式 248
取締役		森重 榮	昭和10年 2月28日生	昭和41年8月 公認会計士登録 昭和56年3月 監査法人第一監査事務所 代表社員 平成8年5月 センチュリー監査法人 会長 平成12年5月 監査法人太田昭和センチュリー(平成13年7月に新日本監査法人)代表社員 平成14年12月 株式会社中央経済社 取締役 平成15年6月 帝人株式会社 独立社外監査役 平成19年3月 カルビス株式会社 社外監査役 平成19年10月 当行経営責任調査委員会委員 平成22年3月 みずほ銀行 業務監査委員会特別委員 同コンプライアンス委員会特別委員(現職) 平成22年6月 当行取締役(現職)	平成24年6月 から1年	普通株式 13
取締役		紺 正行	昭和27年 4月15日生	平成9年4月 群馬弁護士会弁護士登録 平成9年4月 阿久澤・紺法律事務所開設(現職) 平成19年6月 当行取締役(現職)	平成24年6月 から1年	普通株式 35
常勤監査役		木暮 昇	昭和25年 10月18日生	昭和50年4月 当行入行 平成17年6月 高崎営業本部長兼高崎支店長 平成19年6月 取締役高崎営業本部長兼高崎支店長 平成20年6月 常務取締役 平成22年6月 常務執行役員 平成24年6月 常勤監査役(現職)	平成24年6月 から4年	普通株式 151
常勤監査役		田村 盛司	昭和27年 4月21日生	昭和51年4月 当行入行 平成16年6月 財務経理部長 平成20年6月 取締役財務経理部長 平成22年6月 執行役員財務経理部長 平成22年10月 常務執行役員 平成23年6月 常勤監査役(現職)	平成24年6月 から4年	普通株式 141

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		福田 泰久	昭和11年 10月7日生	昭和34年4月 公認会計士小澤弘事務所入所 昭和36年2月 公認会計士登録 昭和41年9月 公認会計士福田泰久事務所開設 平成24年5月 当行一時監査役 平成24年6月 当行監査役(現職)	平成24年6月 から2年	普通株式 -
監査役		安藤 震太郎	昭和13年 1月23日生	昭和37年3月 安藤震四郎商店入社 平成7年8月 安藤株式会社代表取締役社長 平成18年6月 安藤株式会社代表取締役会長 平成22年6月 安藤株式会社取締役相談役 平成23年10月 アルフレッサ株式会社顧問 (現職) 平成23年10月 株式会社安藤相談役(現職) 平成24年6月 当行監査役(現職)	平成24年6月 から4年	普通株式 -
計						普通株式 866

- (注) 1. 取締役森重榮及び紺正行は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役福田泰久及び安藤震太郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として弁護士である半場秀(社外監査役の補欠としての補欠監査役)を選任しております。
4. 当行は執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

頭取執行役員 吉永 國光(代表取締役)
副頭取執行役員 福田 均
専務執行役員 加辺 秀雄
常務執行役員 福田 忍
角山 雅典(前橋営業本部長兼本店営業部長兼新前橋支店長)
山東 尚志(国際部長兼総合企画部部长)
伊藤 均(資金運用部長)
大澤 清美
執行役員 南 秀昌(審査部長)
江原 洋(高崎営業本部長兼高崎支店長)
櫻井 裕之(総合企画部長)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

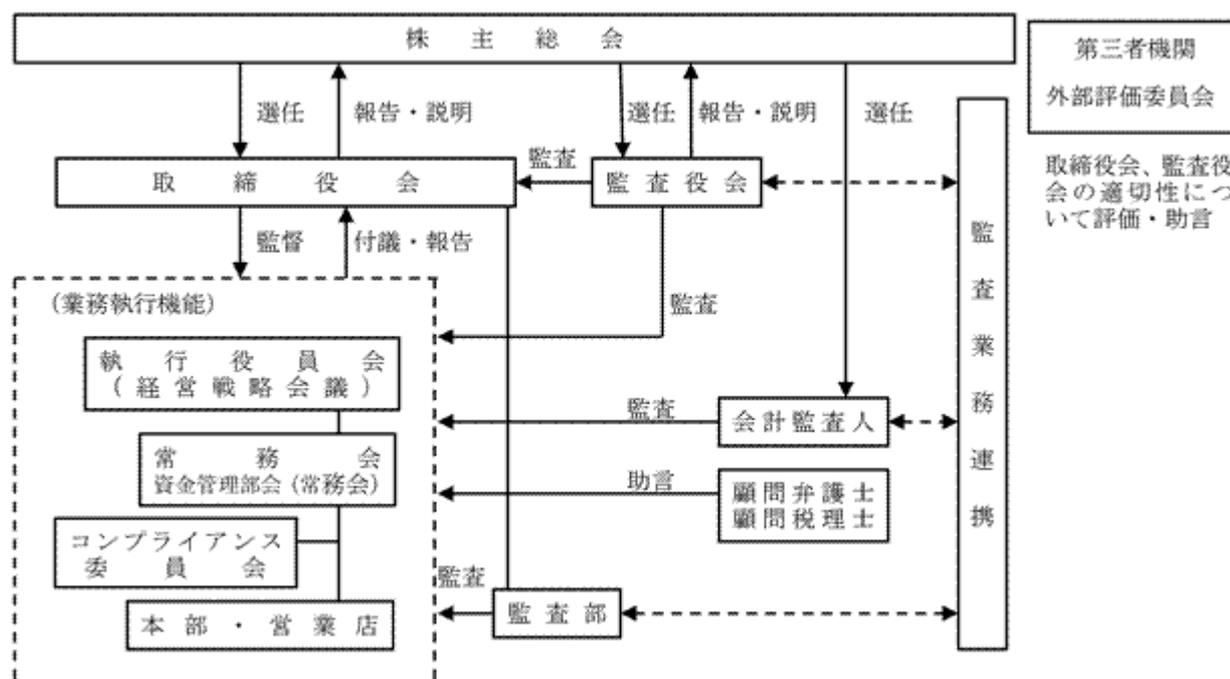
企業統治の体制については、経営の意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の活性化・監督機能の強化を図るなかで牽制機能を強化するため、監査役が常務会へ出席するとともに、常務会の決定事項や重要な業務運営の方針等について全役員に報告、開示することにより、経営の透明性確保に努めております。

また、取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」に評価・助言を求めております。

なお、経営の監視・監督機能と業務執行機能との役割分担を明確にし、意思決定の迅速化、経営の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。業務執行については、取締役会の決定に基づき各執行役員が担当部門を持ち業務執行に当たるほか、経営の基本方針や重要な業務執行は取締役会で決定する体制としております。

当行は監査役制度を採用しており、4名の監査役を選任しております。このうち2名が常勤監査役、他の2名が社外の非常勤監査役です。採用理由としては、独立性の高い社外取締役と、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等との連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化できること、及び社外監査役の機能を有効に活用しながら、会社法制等との整合性を保てる体制であると判断したためです。

(ア)会社の機関・内部統制の関係図



(イ)内部統制システムの整備の状況

当行では、取締役会が業務執行を決定し取締役の職務の執行を監督します。取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として執行役員会・常務会を置いております。監査役は、取締役会、執行役員会、常務会、支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。

子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会と監査役を設置しております。

監査部は、業務運営が業務分掌及び職務権限に従って適正に行なわれるよう、独立した立場から監査を実施しております。また、監査部は子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(ウ)リスク管理体制の整備の状況

取締役会は毎月1回定例開催し、当行の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、本部・支店の監査を実施し監査の充実を図っております。

金融の高度化・国際化の進展に伴い、金融機関を取り巻く環境は大きく変化しており、内包するリスクは増々拡大・多様化しています。当行は業務の健全性と適切性を確保することに加え、全行的な観点から、リスクを個別に管理するだけでなく、それぞれのリスクを総合的に把握し一元管理することが必要不可欠であると考え、総合企画部を各部署のリスク統括管理部署として位置づけ、リスク管理体制の整備を図るとともに、統合リスク管理室において、信用リスク・市場関連リスク等の更なるリスク管理体制の強化を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当行では、監査部による監査を通して、内部管理体制の強化を図り銀行組織の機能の充実を図っております。監査部は、業務監査担当13名、内部監査担当4名、与信監査担当2名、資産監査担当3名、内部統制監査担当3名の体制をとり、各部門のコンプライアンス遵守状況やリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役に報告しております。

監査役監査は、監査役4名（うち社外監査役2名）により、取締役会等の重要会議に出席する他、本部・支店の監査を実施し監査の充実を図っております。

今後も、内部監査部門と会計監査人及び監査役との連携を一層強化し、内部管理体制の強化を図ってまいります。社外取締役及び社外監査役

社外取締役は、取締役会に出席し、コンプライアンス、リスク管理、監査結果等の面から議案の審議を行い、積極的な意見を述べる態勢としており、取締役会の監視効果を高めております。

社外監査役は、監査役会に加え、常勤監査役との協議等を通じて内部監査、監査役監査、会計監査の各監査部門や内部統制部門と相互に連携し内部統制部門を監査する態勢をとっております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、基準等は特段設けておりませんが、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。

(ア)社外取締役及び社外監査役の選任

当行は社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の紺正行氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有し、また、社外取締役の森重榮氏は、公認会計士で大手企業の役員としての実績があり、経営・経済に幅広い知見を有しております。

社外監査役の福田泰久氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有し、また、社外監査役の安藤震太郎

氏は会社経営者としての長年の経験と幅広く適切な知見を有しております。

4名とも経営に対する客観性と中立性を有しております。

(イ) 当行と社外取締役及び社外監査役との関係

当行と社外取締役の紺正行氏及び社外取締役の森重榮氏との取引関係は、紺氏個人及び森重氏個人と預金取引を行っておりますが、それぞれ一般的なものであります。

当行と社外監査役の福田泰久氏及び社外監査役の安藤震太郎氏との取引関係は、福田氏個人及び福田氏が代表を務める福田会計事務所と預金取引を行っており、また、安藤氏個人及び安藤氏が相談役を務める株式会社安藤との預金取引を行っておりますが、それぞれ一般的なものであります。

社外取締役の森重氏及び社外監査役の安藤氏は、他の会社の役員でありましたが、当該他の会社と当行との間に人的関係はなく、また、資本的関係について重要な利害関係はありません。

以上のとおり社外取締役及び社外監査役4名は、当行との間に特別な利害関係はなく、独立性を有しております。

(ウ) 当行社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会へ出席し、コンプライアンス、リスク管理、監査結果等の面から議案の審議を行い、弁護士及び公認会計士としての知見から積極的な意見を述べる体制とし、取締役会の監視効果を高めております。

社外監査役は監査役会に招集され、会計監査人から提出された監査報告結果と職務分担に基づく監査役の監査結果との整合性を監査したり、また資産査定結果や本支店往査結果等についての情報・意見交換を行うなど内部管理体制の充実を図っております。

役員の報酬等の内容

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬	賞与	ストック・ オプション	その他
取締役	3	81	65	-	16	-
監査役	3	33	26	-	-	6
社外役員	4	19	18	-	-	1
計	10	134	109	-	16	8

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 監査役には、平成23年6月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3. 上記における「ストック・オプション」は、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を記載しております。

4. 上記における「その他」は、役員退職慰労引当金繰入額であります。

5. 役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役 報酬月額 25百万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議）

監査役 報酬月額 8百万円以内（平成6年6月29日株主総会決議）

取締役（社外取締役を除く）株式報酬型ストック・オプション

年額60百万円以内（執行役員を含めた限度額）（平成22年6月29日株主総会決議）

6. 役員報酬の決定方針

(注) 5. に定める報酬限度額の範囲内とすることとしております。

会計監査の状況

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員である吉田波也人氏、嶋田篤行氏の2名であります。会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、会計士補等3名、その他27名であります。

役員の定数

当行の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- (ア) 当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得が、環境の変化に対応し機動的に行えることを目的としております。
- (イ) 当行は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

第一種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためです。

第二種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためです。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 131銘柄

貸借対照表計上額の合計額 18,949百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。なお、みなし保有株式はありません。

（特定投資株式）

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社ヤマダ電機	350,800	1,967	地域経済の振興
太陽誘電株式会社	900,075	1,003	地域経済の振興
株式会社栃木銀行	2,010,085	739	取引関係の維持
株式会社群馬銀行	1,160,989	511	取引関係の維持
株式会社ミツバ	620,460	423	地域経済の振興
株式会社関西アーバン銀行	2,816,250	408	取引関係の維持
株式会社ヤオコー	155,827	403	地域経済の振興
株式会社大光銀行	1,480,000	399	取引関係の維持
株式会社ヤマト	1,219,718	390	地域経済の振興
三洋電機株式会社	3,000,000	348	地域経済の振興
株式会社東日本銀行	1,838,875	330	取引関係の維持
カネコ種苗株式会社	310,970	233	地域経済の振興
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	121,007	229	取引関係の維持
株式会社第三銀行	1,027,000	220	取引関係の維持
株式会社八千代銀行	70,500	199	取引関係の維持
株式会社大和証券グループ本社	503,630	192	取引関係の維持
株式会社エイチワン	274,995	187	地域経済の振興
株式会社長野銀行	953,200	178	取引関係の維持
N K S J ホールディングス株式会社	322,075	174	取引関係の維持
株式会社南日本銀行	904,000	171	取引関係の維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小倉クラッチ株式会社	742,435	171	地域経済の振興
リンテック株式会社	69,120	163	地域経済の振興
株式会社アトム	589,800	143	地域経済の振興
株式会社マミーマート	121,000	142	地域経済の振興
関東電化工業株式会社	200,000	123	地域経済の振興
株式会社関電工	249,381	117	地域経済の振興
東京海上ホールディングス株式会社	51,395	114	取引関係の維持
株式会社メデカジャパン	1,748,510	111	地域経済の振興
株式会社中京銀行	540,000	108	取引関係の維持
株式会社宮崎太陽銀行	434,000	103	取引関係の維持

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。なお、みなし保有株式はありません。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社ヤマダ電機	350,800	1,813	地域経済の振興
太陽誘電株式会社	900,075	793	地域経済の振興
株式会社栃木銀行	2,010,085	619	取引関係の維持
株式会社群馬銀行	1,160,989	514	取引関係の維持
株式会社ミツバ	620,460	497	地域経済の振興
株式会社ヤオコー	155,827	426	地域経済の振興
株式会社ヤマト	1,219,718	385	地域経済の振興
株式会社大光銀行	1,480,000	381	取引関係の維持
株式会社関西アーバン銀行	2,816,250	354	取引関係の維持
パナソニック株式会社	345,000	262	地域経済の振興
株式会社エイチワン	274,995	254	地域経済の振興
カネコ種苗株式会社	310,970	229	地域経済の振興
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス株式会社	121,007	205	取引関係の維持
株式会社アトム	589,800	193	地域経済の振興
小倉クラッチ株式会社	742,435	184	地域経済の振興
株式会社マミーマート	121,000	174	地域経済の振興
株式会社大和証券グループ本社	503,630	164	取引関係の維持
株式会社ユニマツトそよ風	174,851	161	地域経済の振興
株式会社長野銀行	953,200	154	取引関係の維持
株式会社南日本銀行	904,000	149	取引関係の維持
N K S J ホールディングス株式会社	80,518	148	取引関係の維持
株式会社八千代銀行	70,500	143	取引関係の維持
リンテック株式会社	69,120	115	地域経済の振興
日本シイエムケイ株式会社	207,636	95	地域経済の振興
株式会社タツミ	300,000	90	地域経済の振興
株式会社富山銀行	548,000	86	取引関係の維持
株式会社豊和銀行	648,000	83	取引関係の維持
株式会社きらやか銀行	635,000	72	取引関係の維持
藤田エンジニアリング株式会社	174,000	70	地域経済の振興
新電元工業株式会社	171,000	66	地域経済の振興

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	-	1	46	-
非上場株式	2,996	118	-	3

(注) 当事業年度において、非上場株式の減損損失はありません。

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	-	-	-	-
非上場株式	3,003	110	-	3

(注) 当事業年度において、非上場株式の減損損失はありません。

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項なし

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項なし

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	78	-	75	-
連結子会社	-	-	-	-
計	78	-	75	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当する報酬はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務はありません。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬の決定方針は、監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法人と協議したうえ決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し連結財務諸表等の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	6 34,216	6 32,392
コールローン及び買入手形	8,609	36,068
買入金銭債権	239	228
商品有価証券	27	4
有価証券	6, 12 470,044	6, 12 475,729
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,225,693	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,245,485
外国為替	5 2,819	5 959
その他資産	6 14,069	6 13,260
有形固定資産	9, 10 25,647	9, 10 25,380
建物	5,562	5,250
土地	8 18,346	8 18,061
リース資産	248	257
その他の有形固定資産	1,489	1,811
無形固定資産	880	905
ソフトウェア	545	693
リース資産	38	23
その他の無形固定資産	296	188
繰延税金資産	5,218	4,695
支払承諾見返	4,501	4,555
貸倒引当金	16,719	14,635
資産の部合計	1,775,249	1,825,030
負債の部		
預金	6 1,625,094	6 1,667,018
借入金	6, 11 34,350	6, 11 32,794
外国為替	35	62
その他負債	9,389	8,487
賞与引当金	264	376
退職給付引当金	12,328	12,601
役員退職慰労引当金	52	34
睡眠預金払戻損失引当金	261	282
偶発損失引当金	535	565
繰延税金負債	20	16
再評価に係る繰延税金負債	8 3,567	8 3,019
支払承諾	4,501	4,555
負債の部合計	1,690,400	1,729,813
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	31,205	31,190
利益剰余金	9,432	16,238
自己株式	109	180
株主資本合計	79,181	85,902
その他有価証券評価差額金	3,188	6,518
土地再評価差額金	8 2,359	8 2,621
その他の包括利益累計額合計	5,547	9,139
新株予約権	28	66
少数株主持分	91	108
純資産の部合計	84,848	95,216
負債及び純資産の部合計	1,775,249	1,825,030

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	39,999	42,136
資金運用収益	30,873	31,585
貸出金利息	23,858	23,630
有価証券利息配当金	6,825	7,721
コールローン利息及び買入手形利息	38	36
債券貸借取引受入利息	-	0
預け金利息	0	0
その他の受入利息	151	196
役務取引等収益	4,704	5,052
その他業務収益	343	450
その他経常収益	4,076	5,047
償却債権取立益		1,011
その他の経常収益	4,076	4,036
経常費用	37,891	34,759
資金調達費用	1,905	1,305
預金利息	1,676	1,081
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	-
債券貸借取引支払利息	-	0
借入金利息	209	214
その他の支払利息	14	9
役務取引等費用	2,528	3,169
その他業務費用	3,400	1,797
営業経費	22,328	22,343
その他経常費用	7,728	6,143
貸倒引当金繰入額	-	679
その他の経常費用	¹ 7,728	¹ 5,463
経常利益	2,107	7,377
特別利益	2,515	0
固定資産処分益	10	0
貸倒引当金戻入益	876	
償却債権取立益	1,478	
その他の特別利益	148	-
特別損失	370	321
固定資産処分損	34	21
減損損失	² 122	² 299
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	213	-
税金等調整前当期純利益	4,252	7,056
法人税、住民税及び事業税	189	343
法人税等調整額	2,431	1,017
法人税等合計	2,241	674
少数株主損益調整前当期純利益	6,493	7,731
少数株主利益	40	20
当期純利益	6,453	7,710

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,493	7,731
その他の包括利益	4,363	3,773
その他有価証券評価差額金	4,363	3,326
土地再評価差額金	-	446
包括利益	10,857	11,504
親会社株主に係る包括利益	10,824	11,486
少数株主に係る包括利益	32	17

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	38,653	38,653
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	38,653	38,653
資本剰余金		
当期首残高	31,205	31,205
当期変動額		
新株予約権の行使	-	14
当期変動額合計	-	14
当期末残高	31,205	31,190
利益剰余金		
当期首残高	3,612	9,432
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
当期純利益	6,453	7,710
連結除外に伴う利益剰余金増加額	-	0
土地再評価差額金の取崩	8	184
当期変動額合計	5,820	6,805
当期末残高	9,432	16,238
自己株式		
当期首残高	108	109
当期変動額		
自己株式の取得	1	91
新株予約権の行使	-	21
当期変動額合計	1	70
当期末残高	109	180
株主資本合計		
当期首残高	73,362	79,181
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
当期純利益	6,453	7,710
自己株式の取得	1	91
連結除外に伴う利益剰余金増加額	-	0
土地再評価差額金の取崩	8	184
新株予約権の行使	-	6
当期変動額合計	5,818	6,720
当期末残高	79,181	85,902

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,183	3,188
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,371	3,330
当期変動額合計	4,371	3,330
当期末残高	3,188	6,518
土地再評価差額金		
当期首残高	2,368	2,359
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	261
当期変動額合計	8	261
当期末残高	2,359	2,621
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,184	5,547
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,362	3,592
当期変動額合計	4,362	3,592
当期末残高	5,547	9,139
新株予約権		
当期首残高	-	28
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	37
当期変動額合計	28	37
当期末残高	28	66
少数株主持分		
当期首残高	58	91
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	17
当期変動額合計	32	17
当期末残高	91	108
純資産合計		
当期首残高	74,606	84,848
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
当期純利益	6,453	7,710
自己株式の取得	1	91
連結除外に伴う利益剰余金増加額	-	0
土地再評価差額金の取崩	8	184
新株予約権の行使	-	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,423	3,647
当期変動額合計	10,242	10,367
当期末残高	84,848	95,216

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,252	7,056
減価償却費	1,296	1,289
減損損失	122	299
貸倒引当金の増減()	2,638	2,083
賞与引当金の増減額(は減少)	31	115
退職給付引当金の増減額(は減少)	350	272
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	195	18
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	20	20
偶発損失引当金の増減額(は減少)	140	30
資金運用収益	30,873	31,585
資金調達費用	1,905	1,305
有価証券関係損益()	4,621	1,682
為替差損益(は益)	71	57
固定資産処分損益(は益)	23	20
商品有価証券の純増()減	3	23
貸出金の純増()減	28,278	19,791
預金の純増減()	31,009	41,886
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	30,033	1,555
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	19	146
コールローン等の純増()減	10,815	27,447
コールマネー等の純増減()	30,000	-
外国為替(資産)の純増()減	778	1,860
外国為替(負債)の純増減()	0	26
資金運用による収入	31,067	31,332
資金調達による支出	2,269	1,874
その他	301	1,135
小計	20,734	3,797
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	382	14
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,352	3,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	175,740	99,370
有価証券の売却による収入	123,858	36,758
有価証券の償還による収入	37,947	59,171
有形固定資産の取得による支出	223	830
無形固定資産の取得による支出	-	384
有形固定資産の売却による収入	71	6
資産除去債務の履行による支出	1	6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,088	4,630
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	641	1,088
自己株式の取得による支出	1	91
ストックオプションの行使による収入	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	643	1,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	38	28
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,659	1,970
現金及び現金同等物の期首残高	27,069	32,728
現金及び現金同等物の期末残高	32,728	30,757

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (連結の範囲の変更) 東和ビジネス株式会社は当行グループ外の会社に吸収合併されたことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社

4. 会計処理基準に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ(4)及び(4)の方法により償却しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。</p>
<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,924百万円（前連結会計年度末は24,540百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(12) 外貨建資産及び負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。</p>
<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。 また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。</p>
<p>(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>

【会計方針の変更】

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映するとともに、ストック・オプションの公正な評価額のうち将来企業が提供されるサービスに係る分を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる影響額については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	2,648百万円	2,686百万円
延滞債権額	66,525百万円	59,248百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	11,005百万円	7,930百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
合計額	80,179百万円	69,866百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	11,188百万円	12,762百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	16百万円	15百万円
有価証券	91,327百万円	83,790百万円
その他資産	23百万円	43百万円
計	91,367百万円	83,849百万円
担保資産に対応する債務		
預金	16,970百万円	15,335百万円
借入金	30,100百万円	28,590百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有価証券	73,402百万円	78,901百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
保証金	634百万円	632百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	115,949百万円	123,212百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	96,480百万円	103,492百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	9,566百万円	9,471百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	27,232百万円	27,200百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額	198百万円	198百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	4,000百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務
の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	1,400百万円	770百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
貸出金償却	2,543百万円	貸出金償却 2,033百万円
株式等償却	1,025百万円	株式等償却 113百万円

2. 以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県内

主な用途 営業店舗 1 店舗

種類 土地建物等

減損損失額 122百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額122百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

群馬県外

主な用途	営業店舗 1 店舗
種類	土地建物等
減損損失額	299百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額299百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	3,074百万円
組替調整額	1,687百万円
税効果調整前	4,762百万円
税効果額	1,436百万円
その他有価証券評価差額金	3,326百万円

土地再評価差額金：

当期発生額	- 百万円
組替調整額	- 百万円
税効果調整前	- 百万円
税効果額	446百万円
土地再評価差額金	446 百万円
その他の包括利益合計	3,773百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	303,275	-	-	303,275	
第一種優先株式	1,440	-	-	1,440	
第二種優先株式	175,000	-	-	175,000	
合計	479,715	-	-	479,715	
自己株式					
普通株式	466	17	-	483	(注)
第一種優先株式	-	-	-	-	
第二種優先株式	-	-	-	-	
合計	466	17	-	483	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権				28		
合計					28		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	302	1	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第一種優先株式	180	125	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	159	0.909	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	302	利益剰余金	1	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第一種優先株式	180	利益剰余金	125	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第二種優先株式	606	利益剰余金	3.464	平成23年3月31日	平成23年6月27日

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	303,275	476	-	303,752	(注) 1
第一種優先株式	1,440	-	10	1,430	(注) 2
第二種優先株式	175,000	-	-	175,000	
合計	479,715	476	10	480,182	
自己株式					
普通株式	483	1,011	93	1,401	(注) 3
第一種優先株式	-	10	10	-	(注) 4
第二種優先株式	-	-	-	-	
合計	483	1,021	103	1,401	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、第一種優先株式の普通株式への転換によるものであります。
 2. 第一種優先株式の発行済株式数の減少は、消却によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び平成23年7月29日取締役会決議に基づく取得によるものであり、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。
 4. 第一種優先株式の自己株式数の増加は、当連結会計年度末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。
 また、取得した自己株式の取得原価は零であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計年 度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計年 度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					66	
合計						66	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月 24日 定時株主総会	普通株式	302	1	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第一種優先株式	180	125	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第二種優先株式	606	3.464	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月 26日 定時株主総会	普通株式	604	利益剰余金	2	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第一種優先株式	178	利益剰余金	125	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第二種優先株式	567	利益剰余金	3.24	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
現金預け金勘定	34,216百万円	32,392百万円
定期預け金	64百万円	63百万円
その他	1,423百万円	1,571百万円
現金及び現金同等物	32,728百万円	30,757百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	525	323	63	139
無形固定資産	-	-	-	-
合計	525	323	63	139

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	525	348	63	113
無形固定資産	-	-	-	-
合計	525	348	63	113

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	38	33
1年超	129	95
合計	167	129
リース資産減損勘定の残高	28	15

(注) 未経過リース料相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
支払リース料	38	38
リース資産減損勘定の取崩額	12	12
減価償却費相当額	25	25
減損損失	-	-

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)
1年内	90	90
1年超	665	575
合計	756	665

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供や、銀行業務を補完するその他の業務を営んでおります。

これらの事業を行うため、個人預金と法人預金により安定的な資金調達を行っております。

また、資金の運用は、主に貸出金と有価証券によって行っております。貸出金においては、地域金融機関として金融仲介機能を果たすべく、中小企業及び個人のお客様への貸出を中心に増加を図っております。また、既存の貸出金においては、お客様の実態把握に努め、経営支援に積極的に取り組むことにより、信用リスクの軽減を図っております。

有価証券においては、国債を中心とした運用を基本としつつ、運用の多様化による収益性の向上を図っております。

このように、当行は、金利変動や流動性リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っております。これにより、適時に資金管理を行い、リスクの管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。

貸出金においては、国内の取引先及び個人に対して貸し付けているため、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため、貸倒れによる損失の発生状況や貸出先の状況、不動産・有価証券等担保の価値などに基づき算出した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行主体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、貸出事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各支店のほか審査部及び審査管理部で行われ、規程に定めた権限を越える案件は取締役会及び常務会で審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行主体の信用リスクに関しては、資金運用部及び営業推進部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理規程にリスク管理方法や手続等を明記し、取締役会及び常務会においてリスク管理の状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理室で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債を総合的に把握し、為替持高から発生するリスクに対し、a R等によるリスクの計測を行うなどの管理を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券を含む投資商品の保有について、常務会の方針に基づき、取締役会の監督の下、純投資有価証券規程等に従い行われております。このうち、資金運用部では、外部からの購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。総合企画部及び営業推進部で所管する株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これら投資商品の価格変動リスクは適時に常務会に報告しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループでは、預金・貸出金、有価証券に係る市場リスク（金利・為替・価格変動リスク）について、VaRによるリスク量算定を行っており、算定にあたっては、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。平成24年3月31日現在で当行グループの市場リスク量は、全体で13,924百万円（前連結会計年度は23,956百万円）であります。なお、当行グループでは、預金・貸出、有価証券に係るリスク量は定期的に取り締役会・常務会へ報告しております。市場リスク量については、計測モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルが十分な精度によって捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません

（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	34,216	34,216	-
(2) コールローン及び買入手形	8,609	8,609	-
(3) 有価証券	468,631	470,177	1,546
満期保有目的の債券	91,617	93,164	1,546
その他有価証券	377,013	377,013	-
(4) 貸出金	1,225,693		
貸倒引当金（*）	16,348		
	1,209,345	1,213,901	4,556
資産計	1,720,803	1,726,905	6,102
(1) 預金	1,625,094	1,626,997	1,903
(2) 借入金	34,350	34,390	40
負債計	1,659,444	1,661,388	1,943

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	32,392	32,392	-
(2) コールローン及び買入手形	36,068	36,068	-
(3) 有価証券	474,343	476,123	1,780
満期保有目的の債券	73,952	75,732	1,780
其他有価証券	400,391	400,391	-
(4) 貸出金	1,245,485		
貸倒引当金（*）	14,307		
	1,231,177	1,232,731	1,553
資産計	1,773,982	1,777,316	3,334
(1) 預金	1,667,018	1,668,099	1,081
(2) 借入金	32,794	32,794	-
負債計	1,699,812	1,700,893	1,081

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（4）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

（1）預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており

ます、また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、1年以内で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、決済が1年を越えるものは、将来のキャッシュ・フローを期間に応じた無リスクの市場利率に信用リスク等を上乗せした利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式(*1)(*2)	1,314	1,314
出資証券(*3)	98	71
合計	1,413	1,386

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について22百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	8,713	-	-	-
コールローン及び買入手形	8,609	-	-	-
有価証券	38,759	142,941	184,155	77,768
満期保有目的の債券	16,594	44,057	25,993	5,000
国債	14,000	28,546	5,000	-
地方債	734	15,310	13,993	-
社債	-	200	-	-
その他	1,860	-	7,000	5,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	22,165	98,884	158,161	72,768
国債	-	35,293	117,200	2,500
地方債	1,195	6,924	14,983	24,139
社債	6,569	16,867	4,714	46,128
その他	14,400	39,800	21,264	-
貸出金(*)	270,810	375,116	195,682	295,873
合計	326,894	518,058	379,837	373,641

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない169,106百万円、期間の定めのないもの19,104百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	4,125	-	-	-
コールローン及び買入手形	36,068	-	-	-
有価証券	37,007	166,273	155,100	87,124
満期保有目的の債券	6,734	40,498	21,818	5,000
国債	6,000	22,546	5,000	-
地方債	734	17,751	10,818	-
社債	-	200	-	-
その他	-	-	6,000	5,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	30,273	125,775	133,281	82,124
国債	8,846	32,410	96,200	-
地方債	3,343	8,044	18,673	24,195
社債	5,901	19,216	4,214	57,928
その他	12,180	66,103	14,194	-
貸出金（*）	275,822	370,579	199,176	319,448
合 計	353,024	536,852	354,276	406,572

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない161,885百万円、期間の定めのないもの18,572百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金（*）	1,414,393	101,534	95,053	7,186	6,867	59
借入金	30,350	-	-	-	-	4,000
合 計	1,444,743	101,534	95,053	7,186	6,867	4,059

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金（*）	1,433,103	104,290	112,674	6,628	10,274	46
借入金	32,794	-	-	-	-	-
合 計	1,465,898	104,290	112,674	6,628	10,274	46

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0百万円	0百万円

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	46,231	47,271	1,040
	地方債	30,021	31,029	1,008
	社債	199	201	1
	その他	6,860	7,193	333
	小計	83,313	85,696	2,383
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,304	1,291	13
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	7,000	6,176	823
	小計	8,304	7,468	836
合計		91,617	93,164	1,546

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	33,460	34,308	848
	地方債	29,292	30,533	1,241
	社債	199	200	1
	その他	3,000	3,264	264
	小計	65,952	68,308	2,356
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	8,000	7,424	575
	小計	8,000	7,424	575
合計		73,952	75,732	1,780

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,761	4,499	2,262
	債券	224,922	219,260	5,661
	国債	157,066	153,026	4,039
	地方債	38,079	37,055	1,023
	社債	29,776	29,178	598
	その他	42,753	42,286	467
	小計	274,437	266,045	8,391
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,354	7,798	443
	債券	60,564	61,373	808
	国債	4,925	5,050	124
	地方債	10,767	10,878	110
	社債	44,871	45,444	573
	その他	34,657	36,006	1,348
	小計	102,576	105,177	2,601
合計		377,013	371,223	5,790

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,123	7,018	2,104
	債券	279,497	269,736	9,761
	国債	144,778	138,945	5,833
	地方債	50,808	48,307	2,500
	社債	83,910	82,483	1,426
	その他	69,513	68,608	904
	小計	358,134	345,363	12,770
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,687	4,296	608
	債券	11,722	11,833	110
	国債	-	-	-
	地方債	6,641	6,708	67
	社債	5,081	5,125	43
	その他	26,846	28,343	1,497
	小計	42,257	44,474	2,217
合計		400,391	389,837	10,553

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,080	60	509
債券	117,047	231	3,379
国債	107,732	119	3,378
地方債	4,209	11	-
社債	5,105	100	0
その他	6,000	0	-
合計	124,128	292	3,888

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	807	8	136
債券	35,550	324	167
国債	26,116	298	2
地方債	5,847	8	0
社債	3,585	16	165
その他	183	-	1,617
合計	36,540	333	1,921

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,025百万円（時価のある株式1,002百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式22百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、113百万円（時価のある株式113百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、連結会計年度末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価を把握することが極めて困難と認められるものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理することと定めております。

(金銭の信託関係)
該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
評価差額	5,790	10,553
その他有価証券	5,790	10,553
その他の金銭の信託	-	-
()繰延税金負債	2,572	4,008
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,218	6,545
()少数株主持分相当額	30	27
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-	-
その他有価証券評価差額金	3,188	6,518

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。

当行は厚生年金基金の代行部分について、平成16年10月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、厚生年金基金から企業年金基金へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	24,195	23,448
年金資産 (B)	10,383	10,059
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	13,811	13,388
未認識数理計算上の差異 (D)	1,483	818
未認識過去勤務債務 (E)	-	30
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	12,328	12,601
前払年金費用 (G)	-	-
退職給付引当金 (F) - (G)	12,328	12,601

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	656	642
利息費用	465	458
期待運用収益	64	62
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	627	651
その他(臨時に支払った割増退職金等)	25	28
退職給付費用	1,710	1,718

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.9%	1.9%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
0.6%	0.6%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理)

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業経費	28百万円	44百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役3名、当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く取締役3名、当行執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 650,200株	当行普通株式 458,500株
付与日	平成22年8月3日	平成23年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成22年8月4日 至平成47年8月3日	自平成23年8月13日 至平成48年8月12日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	650,200	-
付与	-	458,500
失効	-	-
権利確定	93,000	-
未確定残	557,200	458,500
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	93,000	-
権利行使	93,000	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格（円）（注）	1	1
行使時平均株価（円）	97	-
付与日における公正な評価単価（円）（注）	64.77	87.13

（注）1株当たり換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- （1）使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- （2）主な基礎数値及び見積方法

	平成23年ストック・オプション
株価変動性（注）1	15.16%
予想残存期間（注）2	7年2ヶ月
予想配当（注）3	1円/株
無リスク利率（注）4	0.65%

（注）1．予想残存期間7年2ヶ月に対応する期間（平成16年5月24日から平成23年7月25日）の株価実績に基づき算定しております。

- 2．過去10年間に退任した役員の平均的な在任期間及び退任時年齢から、現在の在任役員の平均在任期間及び年齢を減じて算出されたそれぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積もっております。
- 3．平成23年3月期の配当実績によっております。
- 4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,749百万円	9,249百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,983	4,550
有価証券償却	5,333	4,152
繰越欠損金	1,457	3,138
固定資産減損損失	996	974
減価償却費損金算入限度超過額	693	641
その他有価証券評価差額金	589	582
その他	2,265	2,009
繰延税金資産小計	31,069	25,299
評価性引当額	23,190	16,540
繰延税金資産合計	7,878	8,758
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,572	4,008
その他	108	71
繰延税金負債合計	2,680	4,079
繰延税金資産の純額	5,198百万円	4,679百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.4%	40.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.5	1.3
住民税均等割等	1.1	0.7
評価性引当額の増加	97.7	61.0
土地再評価差額金の取崩	0.1	1.4
資産除去債務	0.6	0.0
過年度法人税等	3.7	0.1
過年度未払法人税等戻入額	0.4	1.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	12.7
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.7%	9.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.43%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.75%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.37%となります。この税率変更により、繰延税金資産は317百万円減少し、その他有価証券評価差額金は573百万円増加し、法人税等調整額は890百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は432百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び店舗外現金自動設備の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を資産ごとに取得から8年～50年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する残存期間の日本国債の流通利回り1.003%～2.300%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	289百万円	294百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	0百万円
時の経過による調整額	5百万円	5百万円
資産除去債務の履行による減少額	1百万円	3百万円
期末残高	294百万円	296百万円

(注)前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開していることから、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」には、当行及び債権回収等を行っている連結子会社を集約しております。

「銀行業」は、預金業務、融資業務、証券業務、為替業務を中心とした業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	35,772	3,441	39,213	785	39,999	-	39,999
セグメント間の 内部経常収益	193	280	473	625	1,099	1,099	-
計	35,965	3,721	39,687	1,411	41,098	1,099	39,999
セグメント利益 又は損失()	2,027	14	2,012	94	2,106	0	2,107
セグメント資産	1,774,957	8,174	1,783,131	4,596	1,787,727	12,477	1,775,249
セグメント負債	1,690,404	8,592	1,698,996	3,070	1,702,066	11,666	1,690,400
その他の項目							
減価償却費	1,140	29	1,170	12	1,182	114	1,296
資金運用収益	30,914	2	30,917	122	31,040	166	30,873
資金調達費用	1,910	150	2,061	20	2,081	176	1,905
特別利益 (固定資産処分益)	2,191	136	2,327	314	2,642	127	2,515
	10	-	10	-	10	-	10
(貸倒引当金戻入 益)	792	61	854	149	1,004	127	876
(償却債権取立益)	1,239	74	1,313	164	1,478	-	1,478
(その他の特別利 益)	148	-	148	-	148	-	148
特別損失	370	0	370	0	370	-	370
(固定資産処分損)	34	0	34	0	34	-	34
(減損損失)	122	-	122	-	122	-	122
(資産除去債務会計 基準の適用に伴う 影響額)	213	-	213	-	213	-	213
税金費用	2,185	0	2,185	9	2,176	65	2,241
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	390	-	390	9	400	-	400

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、輸送業、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額 12,477百万円は、当行の貸出金8,709百万円及び連結子会社の預け金2,769百万円の相殺消去等であります。

(2) セグメント負債の調整額 11,666百万円は、当行の預金2,769百万円及び連結子会社の借入金8,709百万円の相殺消去等であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	38,178	3,156	41,335	971	42,306	169	42,136
セグメント間の 内部経常収益	202	292	494	472	967	967	-
計	38,380	3,449	41,829	1,443	43,273	1,137	42,136
セグメント利益	6,961	110	7,071	338	7,409	32	7,377
セグメント資産	1,824,796	7,989	1,832,785	4,650	1,837,436	12,406	1,825,030
セグメント負債	1,730,263	8,296	1,738,560	2,885	1,741,446	11,632	1,729,813
その他の項目							
減価償却費	1,187	29	1,217	6	1,224	65	1,289
資金運用収益	31,681	2	31,683	81	31,764	179	31,585
資金調達費用	1,311	129	1,441	14	1,455	150	1,305
特別利益 （固定資産処分益）	-	0	0	-	0	-	0
特別損失 （固定資産処分損）	321	0	321	0	321	-	321
（減損損失）	21	0	21	0	21	-	21
税金費用	299	-	299	-	299	-	299
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	696	0	695	26	669	4	674
	1,193	5	1,198	16	1,215	-	1,215

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、輸送業、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3．調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額 32百万円は、セグメント間取引消去等であります。

（2）セグメント資産の調整額 12,406百万円は、当行の貸出金8,213百万円及び連結子会社の預け金2,727百万円の相殺消去等であります。

（3）セグメント負債の調整額 11,632百万円は、当行の預金2,727百万円及び連結子会社の借入金8,213百万円の相殺消去等であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	24,069	7,049	3,441	5,439	39,999

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	24,706	8,098	3,110	6,220	42,136

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
役員	池原透	-	-	当行監査役	(被所有) 直接 0.01%	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 (注1) 利息の受取	- 0	貸出金 その他資産 その他負債	32 - -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般の取引先と同様な条件で行っております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
役員	池原透	-	-	当行監査役	(被所有) 直接 0.01%	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 (注1) 利息の受取	- 0	貸出金 その他資産 その他負債	30 0 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般の取引先と同様な条件で行っております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	137.85	172.46
1株当たり当期純利益金額	円	18.71	22.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	7.12	10.41

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	84,848	95,216
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	43,106	43,070
優先株式の払込金額	百万円	42,200	42,150
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
新株予約権	百万円	28	66
少数株主持分	百万円	91	108
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	41,742	52,145
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	302,792	302,350

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	6,453	7,710
普通株主に帰属しない金額	百万円	786	745
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
普通株式に係る当期純利益	百万円	5,666	6,964
普通株式の期中平均株式数	千株	302,800	302,816
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	786	745
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
普通株式増加数	千株	602,343	437,428
優先株式	千株	602,031	436,634
新株予約権	千株	312	793

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映するとともに、ストック・オプションの公正な評価額のうち将来企業が提供されるサービスに係る分を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6円89銭

(重要な後発事象)

該当事項なし

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	34,350	32,794	0.69	
借入金	34,350	32,794	0.69	平成24年4月 ～平成29年9月
1年以内に返済予定のリース債務	91	75	3.81	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	234	186	3.93	平成24年4月 ～平成31年4月

(注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2.借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	28,794	-	-	-	-
リース債務(百万円)	75	57	38	36	30

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

決算日後の状況

該当事項なし

訴訟

該当事項なし

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	10,430	21,804	32,357	42,136
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,139	5,830	8,417	7,056
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,074	4,232	5,069	7,710
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	3.54	13.96	16.73	22.99

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.54	10.42	2.77	6.26

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	34,166	32,342
現金	25,502	28,266
預け金	7 8,664	7 4,076
コールローン	8,609	36,068
買入金銭債権	239	228
商品有価証券	27	4
商品国債	1	0
商品地方債	25	4
有価証券	7 476,576	7 482,253
国債	208,223	176,935
地方債	78,868	86,741
社債	13 74,847	13 89,191
株式	1 23,266	1 21,953
その他の証券	91,369	107,431
貸出金	2, 3, 4, 5 1,229,347	2, 3, 4, 5 1,249,949
割引手形	6 11,100	6 12,664
手形貸付	72,485	67,612
証書貸付	1,048,561	1,067,417
当座貸越	8 97,198	8 102,254
外国為替	2,819	959
外国他店預け	2,686	810
買入外国為替	6 88	6 100
取立外国為替	45	47
その他資産	5,272	5,095
前払費用	-	0
未収収益	2,318	2,655
金融派生商品	-	2
その他の資産	7 2,953	7 2,436
有形固定資産	10, 11 25,159	10, 11 25,009
建物	5,558	5,247
土地	9 18,346	9 18,061
リース資産	141	758
その他の有形固定資産	1,112	942
無形固定資産	868	887
ソフトウェア	388	642
リース資産	187	60
その他の無形固定資産	292	184
繰延税金資産	5,382	4,856
支払承諾見返	4,501	4,555
貸倒引当金	14,515	12,957
投資損失引当金	262	139
資産の部合計	1,778,192	1,829,114

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
預金	7 1,631,094	7 1,674,013
当座預金	43,664	46,678
普通預金	586,196	615,908
貯蓄預金	11,900	11,985
通知預金	5,136	7,234
定期預金	948,519	962,120
定期積金	19,511	18,833
その他の預金	16,166	11,250
借入金	34,100	32,590
借入金	7, 12 34,100	7, 12 32,590
外国為替	35	62
売渡外国為替	34	47
未払外国為替	1	14
その他負債	6,999	6,499
未払法人税等	107	446
未払費用	2,642	2,138
前受収益	772	591
給付補てん備金	15	13
金融派生商品	0	2
リース債務	429	844
資産除去債務	294	296
その他の負債	2,736	2,165
賞与引当金	249	368
退職給付引当金	12,244	12,546
役員退職慰労引当金	43	26
睡眠預金払戻損失引当金	261	282
偶発損失引当金	535	565
再評価に係る繰延税金負債	9 3,567	9 3,019
支払承諾	4,501	4,555
負債の部合計	1,693,631	1,734,528
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	31,205	31,190
資本準備金	17,500	17,500
その他資本剰余金	13,705	13,690
利益剰余金	9,237	15,715
利益準備金	128	346
その他利益剰余金	9,109	15,369
繰越利益剰余金	9,109	15,369
自己株式	109	180
株主資本合計	78,987	85,379
その他有価証券評価差額金	3,186	6,519
土地再評価差額金	9 2,359	9 2,621
評価・換算差額等合計	5,545	9,140
新株予約権	28	66
純資産の部合計	84,560	94,586
負債及び純資産の部合計	1,778,192	1,829,114

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	35,875	38,192
資金運用収益	30,849	31,612
貸出金利息	23,841	23,623
有価証券利息配当金	6,817	7,755
コールローン利息	38	36
債券貸借取引受入利息	-	0
預け金利息	0	0
その他の受入利息	151	196
役務取引等収益	4,170	4,506
受入為替手数料	1,492	1,436
その他の役務収益	2,678	3,070
その他業務収益	343	450
外国為替売買益	99	106
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	231	324
国債等債券償還益	-	18
その他の業務収益	12	0
その他経常収益	512	1,622
償却債権取立益		643
株式等売却益	47	13
その他の経常収益	465	965
経常費用	33,432	31,185
資金調達費用	1,910	1,311
預金利息	1,678	1,082
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	5	-
債券貸借取引支払利息	-	0
借入金利息	202	209
その他の支払利息	24	19
役務取引等費用	2,542	3,166
支払為替手数料	321	332
その他の役務費用	2,221	2,834
その他業務費用	3,400	1,797
国債等債券売却損	3,379	1,784
その他の業務費用	21	12
営業経費	21,795	21,788
その他経常費用	3,784	3,120
貸倒引当金繰入額	-	977
貸出金償却	1,634	1,495
株式等売却損	509	136
株式等償却	1,025	113
その他の経常費用	615	398
経常利益	2,443	7,006

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益	1,766	-
固定資産処分益	10	-
貸倒引当金戻入益	701	
償却債権取立益	905	
その他の特別利益	148	-
特別損失	370	321
固定資産処分損	34	21
減損損失	122	299
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	213	-
税引前当期純利益	3,838	6,685
法人税、住民税及び事業税	183	317
法人税等調整額	2,370	1,015
法人税等合計	2,187	697
当期純利益	6,025	7,382

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	38,653	38,653
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	38,653	38,653
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	17,500	17,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,500	17,500
その他資本剰余金		
当期首残高	13,705	13,705
当期変動額		
新株予約権の行使	-	14
当期変動額合計	-	14
当期末残高	13,705	13,690
資本剰余金合計		
当期首残高	31,205	31,205
当期変動額		
新株予約権の行使	-	14
当期変動額合計	-	14
当期末残高	31,205	31,190
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	128
当期変動額		
利益準備金の積立	128	217
当期変動額合計	128	217
当期末残高	128	346
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,844	9,109
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
利益準備金の積立	128	217
当期純利益	6,025	7,382
土地再評価差額金の取崩	8	184
当期変動額合計	5,264	6,260
当期末残高	9,109	15,369

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	3,844	9,237
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	6,025	7,382
土地再評価差額金の取崩	8	184
当期変動額合計	5,393	6,478
当期末残高	9,237	15,715
自己株式		
当期首残高	108	109
当期変動額		
自己株式の取得	1	91
新株予約権の行使	-	21
当期変動額合計	1	70
当期末残高	109	180
株主資本合計		
当期首残高	73,595	78,987
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
当期純利益	6,025	7,382
自己株式の取得	1	91
土地再評価差額金の取崩	8	184
新株予約権の行使	-	6
当期変動額合計	5,391	6,392
当期末残高	78,987	85,379

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,171	3,186
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,358	3,333
当期変動額合計	4,358	3,333
当期末残高	3,186	6,519
土地再評価差額金		
当期首残高	2,368	2,359
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	261
当期変動額合計	8	261
当期末残高	2,359	2,621
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,196	5,545
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,349	3,595
当期変動額合計	4,349	3,595
当期末残高	5,545	9,140
新株予約権		
当期首残高	-	28
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	37
当期変動額合計	28	37
当期末残高	28	66
純資産合計		
当期首残高	74,791	84,560
当期変動額		
剰余金の配当	641	1,088
当期純利益	6,025	7,382
自己株式の取得	1	91
土地再評価差額金の取崩	8	184
新株予約権の行使	-	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,377	3,633
当期変動額合計	9,768	10,025
当期末残高	84,560	94,586

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～10年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ4.(1)及び4.(2)の方法により償却しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,680百万円（前事業年度末は13,049百万円）であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。 また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【会計方針の変更】

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。 上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映するとともに、ストック・オプションの公正な評価額のうち将来企業が提供されるサービスに係る分を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
株式	7,980百万円	7,960百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	2,484百万円	2,602百万円
延滞債権額	62,129百万円	55,927百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	11,005百万円	7,930百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
合計額	75,619百万円	66,460百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	11,188百万円	12,762百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
預け金	16百万円	15百万円
有価証券	91,327百万円	83,790百万円
その他の資産	23百万円	43百万円
計	91,367百万円	83,849百万円
担保資産に対応する債務		
預金	16,970百万円	15,335百万円
借入金	30,100百万円	28,590百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	73,402百万円	78,901百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
保証金	608百万円	606百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	114,505百万円	121,838百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	96,480百万円	103,492百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	9,566百万円	9,471百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	26,639百万円	26,568百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額	198百万円	198百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	4,000百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務
の額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	1,400百万円	770百万円

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	374百万円	458百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しており
ます。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	128百万円	217百万円

(損益計算書関係)

1. 以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県内

主な用途	営業店舗 1 店舗
種類	土地建物等
減損損失額	122百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額122百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県外

主な用途	営業店舗 1 店舗
種類	土地建物等
減損損失額	299百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額299百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	466	17	-	483	(注)
第一種優先株式	-	-	-	-	
第二種優先株式	-	-	-	-	
合計	466	17	-	483	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	483	1,011	93	1,401	(注) 1
第一種優先株式	-	10	10	-	(注) 2
第二種優先株式	-	-	-	-	
合計	483	1,021	103	1,401	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び平成23年7月29日取締役会決議に基づく取得によるものであり、減少は、新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 第一種優先株式の自己株式数の増加は、当事業年度末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。

また、取得した自己株式の取得原価は零であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	988	712	63	213
無形固定資産	-	-	-	-
合計	988	712	63	213

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	988	804	63	121
無形固定資産	-	-	-	-
合計	988	804	63	121

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	104	41
1年超	137	95
合計	241	137
リース資産減損勘定の残高	28	15

(注) 未経過リース料相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	156	104
リース資産減損勘定の取崩額	12	12
減価償却費相当額	144	91
減損損失	-	-

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位: 百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	90	90
1年超	665	575
合計	756	665

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,960百万円、関連会社株式 - 百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,980百万円、関連会社株式 - 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
子会社株式	14,723百万円	12,898百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	9,548	6,969
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,950	4,530
有価証券償却	5,356	4,175
固定資産減損損失	699	712
その他有価証券評価差額金	589	582
減価償却費損金算入限度超過額	560	474
繰越欠損金	115	-
その他	2,276	1,983
繰延税金資産小計	38,819	32,327
評価性引当額	30,857	23,456
繰延税金資産合計	7,961	8,870
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,551	3,991
その他	28	22
繰延税金負債合計	2,579	4,014
繰延税金資産の純額	5,382百万円	4,856百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.4	1.5
住民税均等割等	1.1	0.7
評価性引当額の増加	102.6	61.9
土地再評価差額金の取崩	0.1	1.5
資産除去債務	0.7	0.0
過年度法人税等	4.1	0.1
過年度未払法人税等戻入額	0.5	1.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	13.4
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.9%	10.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.43%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.75%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.37%となります。この税率変更により、繰延税金資産は330百万円減少し、その他有価証券評価差額金は571百万円増加し、法人税等調整額は901百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は432百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び店舗外現金自動設備の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を資産ごとに取得から8年～50年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する残存期間の日本国債の流通利回り1.003%～2.300%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	289百万円	294百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	0百万円
時の経過による調整額	5百万円	5百万円
資産除去債務の履行による減少額	1百万円	3百万円
期末残高	294百万円	296百万円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	137.21	170.74
1株当たり当期純利益金額	円	17.30	21.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	6.65	9.97

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	84,560	94,586
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	43,014	42,961
優先株式の払込金額	百万円	42,200	42,150
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
新株予約権	百万円	28	66
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	41,546	51,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	302,792	302,350

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	6,025	7,382
普通株主に帰属しない金額	百万円	786	745
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
普通株式に係る当期純利益	百万円	5,239	6,637
普通株式の期中平均株式数	千株	302,800	302,816
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	786	745
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	786	745
普通株式増加数	千株	602,343	437,428
優先株式	千株	602,031	436,634
新株予約権	千株	312	793

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映するとともに、ストック・オプションの公正な評価額のうち将来企業が提供されるサービスに係る分を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6円43銭

(重要な後発事象)

該当事項なし

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	23,431	93	134 (12)	23,390	18,142	383	5,247
土地	18,346	-	285 (285)	18,061	-	-	18,061
リース資産	349	780	263	866	108	163	758
その他の有形固定資産	9,670	84	495 (1)	9,260	8,317	239	942
有形固定資産計	51,798	958	1,178 (299)	51,578	26,568	787	25,009
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	1,190	548	227	642
リース資産	-	-	-	537	476	127	60
その他の無形固定資産	-	-	-	184	-	-	184
無形固定資産計	-	-	-	1,912	1,024	354	887

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	14,515	12,957	2,536	11,979	12,957
一般貸倒引当金	5,337	6,155	-	5,337	6,155
個別貸倒引当金	9,178	6,801	2,536	6,641	6,801
投資損失引当金	262	139	-	262	139
賞与引当金	249	368	249	-	368
役員退職慰労引当金	43	8	23	1	26
睡眠預金払戻損失引当金	261	94	73	-	282
偶発損失引当金	535	565	-	535	565
計	15,867	14,133	2,883	12,778	14,338

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 投資損失引当金・・・洗替による取崩額
- 役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金見込額の減額に伴う取崩額
- 偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	107	446	107	-	446
未払法人税等	22	288	22	-	288
未払事業税	85	158	85	-	158

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成24年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金2,491百万円、他の銀行への預け金1,585百万円であります。

その他の証券 外国証券82,698百万円その他であります。

未収収益 有価証券利息1,311百万円及び貸出金利息1,190百万円その他であります。

その他の資産 仮払金829百万円(対外接続システム決済資金等)、金融安定化拠出基金等への拠出金760百万円及び保証金・権利金611百万円その他であります。

負債の部

その他の預金 外貨預金5,998百万円及び別段預金4,742百万円その他であります。

未払費用 未払経費1,054百万円及び預金利息1,047万円その他であります。

前受収益 貸出金利息576百万円その他であります。

その他の負債 仮受金1,090百万円(対外接続システム決済資金等)及び証券未払金1,021百万円その他であります。

(3) 【その他】

決算日後の状況

該当事項なし

訴訟

該当事項なし

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	<p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店 日本証券代行株式会社</p> <p>以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した額 (算式) 1株あたりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% (円単元未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。</p>
公告掲載方法	<p>電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、前橋市において発行する上毛新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 当行の公告掲載URLは次のとおり。http://www.towabank.co.jp</p>
株主に対する特典	ありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第106期）（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成23年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第107期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月9日関東財務局長に提出。

第107期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月18日関東財務局長に提出。

第107期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成23年7月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成23年7月29日至平成23年7月31日）平成23年8月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成23年8月1日至平成23年8月31日）平成23年9月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成23年9月1日至平成23年9月30日）平成23年10月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成23年10月1日至平成23年10月31日）平成23年11月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成23年11月1日至平成23年11月30日）平成23年12月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成23年12月1日至平成23年12月31日）平成24年1月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年1月1日至平成24年1月31日）平成24年2月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年2月1日至平成24年2月29日）平成24年3月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年3月1日至平成24年3月31日）平成24年4月9日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年4月1日至平成24年4月30日）平成24年5月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年5月1日至平成24年5月31日）平成24年6月7日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月15日

株式会社東和銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東和銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東和銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

株式会社東和銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。